# 自治労 地域・自治体政策集 (第14版)

(2023年1月改定)

全日本自治団体労働組合

### はじめに

### ◆「地域・自治体政策集」とは

「地域・自治体政策集」は、1991年に発行され、今回で第14版となります。

これは1989年に連合が結成され、「政策・制度に関する要求と提言」を作成したことにあわせ、自治労としても「地域・自治体政策集」を作成したことに始まります。

その内容は、当時の自治研活動、また1980年代の地方行革に対抗するため自治労が方針化した地域活性化の取り組み(行革・地域生活圏闘争)などの経験と蓄積を踏まえたものでした。

### ◆「地域・自治体政策集」の目的

「地域・自治体政策集」は、①自治体の一線で働く組合員が日常の業務を遂行する上での指針とする、②国と地方の行財政の抜本的な改善のための運動の指標とする、③住民との連携・協働による新たな地域づくりの目標とする内容をめざすものとして、作成されました。そして、1991年の定期大会では、「地域・自治体政策集」で示した要求と提言を基礎として、それぞれの地域の特性と実情に応じた独自課題を設定して、その実現に取り組むこととしました。

### ◆ 今回の「地域・自治体政策集」(第14版)の特徴

今回で第14版となる「地域・自治体政策集」は、全自治体の共通の到達目標を示すものではなく、自治労がめざす政策方向に沿った政策提言集・政策カタログとしてまとめたものです。このため、地域の実情に応じて、具体化される政策には当然、違いが出てきます。そのことも踏まえれば、1991年大会の議論にもあったように、「地域・自治体政策集」をそれぞれの地域事情に応じ、より柔軟に活用していただくことこそが重要となります。

### ◆ 統一自治体選挙を控えて

とくに2023年は4年に一度の統一自治体選挙にあたります。日々変化する自治体における 政策課題について、その時々に統一的な政策を示すことは困難といえますが、こうした統一 自治体選挙などの節目に、議員候補の方々と一定の政策協議を行うことは極めて重要です。

この「地域・自治体政策集」はその一助となることをめざすとともに、産別ネット上での 掲載資料とすることで、現場からのご指摘、ご意見をより柔軟に反映することを意識してい ます。各県本部・単組における政策議論について、今後も本部と連携しながら一層深めてい くことができれば幸いに存じます。

# 自治労 地域・自治体政策集 (第14版)

| はじめに  |                |   | 1  |  |  |
|-------|----------------|---|----|--|--|
| I 行財政 | なシスラ           | テムと公共サービスのあり方   |    |  |  |
| 政策提言  | 1              | 市民自治の実現と自治体議会改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 4  |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 2 | 地方分権の推進と自治体体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 6  |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 3 | 市民に開かれた行政と自治体DXの実現                                    | 8  |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 4 | 地域公共サービスの質と水準の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |  |  |
| 政策提言  | <del>*</del> 5 | 公契約条例の制定と入札改革   | 13 |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 6 | 自治体財政の確立と税制改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 15 |  |  |
| Ⅱ 社会保 | 學障             |   |    |  |  |
| 政策提言  | 1              | 保健・医療・介護・福祉連携のまちづくり                                   | 18 |  |  |
| 政策提言  | <del>1</del> 2 | 最低所得保障と最低生活保障を基礎としたセーフティネットの再構築                       | 20 |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 3 | 安心の社会保険制度と医療制度  | 22 |  |  |
| 政策提言  | <del>*</del> 4 | 高齢者のくらしと介護サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 24 |  |  |
| 政策提言  | <del>*</del> 5 | 子育ち・子育てと次世代育成支援                                       | 26 |  |  |
| 政策提言  | <b>f</b> 6     | 障害者の地域自立にむけたくらし・しごと支援の拡充                              | 29 |  |  |
| 政策提言  | 7              | 地域医療提供体制と地域保健・公衆衛生の拡充                                 | 31 |  |  |
| Ⅲ 持続可 | 持続可能な地域づくり     |   |    |  |  |
| 政策提言  | 1              | 市民参加のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 33 |  |  |
| 政策提言  | <del>1</del> 2 | 地域おこし・しごとづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 36 |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 3 | 雇用の安定と安心して働き続けられる労働環境づくり                              | 38 |  |  |
| 政策提言  | <del>1</del> 4 | 農林水産の再興と環境保全・食の確保                                     | 40 |  |  |
| 政策提言  | <b>†</b> 5     | 脱炭素社会の実現と自然(再生可能)エネルギーの活用                             | 45 |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 6 | 水循環・水環境・ライフラインの確立                                     | 49 |  |  |
| 政策提言  | 7              | 環境保全・資源循環の廃棄物行政                                       | 52 |  |  |
| 政策提言  | <del>i</del> 8 | 地域公共交通の維持・確保  | 55 |  |  |

| IV | 共生と地 | 也域了 | て化の創造   |    |
|----|------|-----|---|----|
|    | 政策提言 | 1   | 学校教育における分権の推進   | 58 |
|    | 政策提言 | 2   | 食育と学校教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 61 |
|    | 政策提言 | 3   | 社会教育・スポーツ・文化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 63 |
|    | 政策提言 | 4   | 平和を創造する   | 65 |
|    | 政策提言 | 5   | 差別をなくし人権を守る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 68 |
|    | 政策提言 | 6   | 男女平等参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 72 |
|    | 政策提言 | 7   | 女性への健康支援と性暴力への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 74 |
| ,  | 政策提言 | 8   | ワーク・ライフ・バランスの実現                                       | 76 |
| V  | 災害に強 | 食いす | <b>まちづくり</b>  |    |
|    | 政策提言 | 1   | 地域防災計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 78 |
|    | 政策提言 | 2   | 自治体組織の防災力の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 81 |
|    | 政策提言 | 3   | 避難所・仮設住宅の設営と運営の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 83 |
|    | 政策提言 | 4   | ジェンダーの視点からの防災まちづくり                                    | 85 |

### I 行財政システムと公共サービスのあり方

### 政策提言 1 市民自治の実現と自治体議会改革

地方自治体を市民(住民)の政府とするための改革を進めます。地域の課題や施策については、「近接性の原理」に基づき、「問題はより身近なところで解決」していかなければならず、市民(住民)自治を実現するために、地方自治体のさまざまな政策の決定・実施において市民参加を進めます。また、市民参加・市民自治の実現に資する方向での自治体議会の改革と活性化を求めます。

### 【自治体】

### <市民自治の実現>

- ① さまざまな行政サービスの実施において、市民(住民)、利用者、市民活動組織等が運営や政策決定に参加・関与できる仕組みを追求し、市民(住民)参加を進めます。
- ② 市民(住民) 自治を中心に据えた「自治基本条例」や「市民参加条例」を制定します。
- ③ 自治体の総合計画の策定にあたって、市民参加を確保します。そのために「総合計画等の策定と運用に関する条例」などを作成します。
- ④ 市民にも開かれた行政評価制度を導入します。評価制度を自治体行政全般に適用するため、条例化を含む制度化を行います。評価結果を市民(住民)に公開するとともに、第三者による外部評価も含め、「市民評価委員会」など評価に対する市民(住民)参加の仕組みをつくります。また結果を踏まえて総合計画の見直しなどを行い、公共サービスの充実をはかります。
- ⑤ あらゆる行政施策・制度の決定にあたっては、障害者や外国籍住民も含めて社会的マイノリティの意見を十分に反映できるよう取り組みます。
- ⑥ 行政の諸施策について、市民提案制度を積極的に活用します。
- ⑦ すべての審議会において、可能な限り委員の公募を行います。また、選考にあたっては、性別や年齢 層の偏りがないよう配慮します。
- ⑧ 住民投票の対象について検討しながら、常設型の住民投票条例の制定を含め、重要な施策の決定に関わる住民投票制度を導入します。また、投票権については、18歳以上にこだわらず、外国籍市民(住民)にも拡大します。
- ⑨ 基礎自治体よりさらに小さな地域(市町村合併前の旧町村や小中学校区単位など)における市民(住民)参加の仕組みを追求し、小さな自治(自治体内分権もしくは都市内分権)を実現します。
- ⑩ 市民(住民)の多様な活動を促進・支援するため、活動スペースや情報の提供などの、活動支援施策を拡充します。

### <自治体議会改革>

- ① 自治体議会を自由で活発な政策討論の場とし、市民(住民)に開かれたものとする議会改革を進めます。必要な議会会議規則改正を行い、市民とのむき合い方や議員活動のあり方などを規定する議会基本条例を制定します。
- ② 一問一答形式や執行部の反問権など自由な討論による実質審議を確保するため、議会運営方法を工夫します。
- ③ 各種委員会も含め、会議と審議結果を原則として市民(住民)に公開するとともに、議事録未作成の 自治体は、議事録もすべて作成し、公開します。市民(住民)が傍聴しやすいよう休日・夜間開催など 審議時間帯を工夫します。市民(住民)の関心を高めるため、議会活動の積極的な広報、議会広報誌、 SNS、インターネットなどによる中継や情報提供をより充実します。また自治体議会独自の情報公開 条例も検討します。
- ④ 執行部に対して議会の独立性を高めるため、議会事務局の独立性を高め、議会による政策立案を進めるためにサポート体制を充実します。また、議長による会議招集権の確立、議会予算の編成と執行を議会自らが行える制度を実現します。
- ⑤ 政務活動費は充てることができる経費の範囲を明確化し、費用弁償は実費支給とします。さらに、使途について市民(住民)への説明責任を強化し、透明度を高めます。

### I 行財政システムと公共サービスのあり方

### 政策提言 2 地方分権の推進と自治体体制

現在の地方分権改革の流れは1990年代から進められてきました。2014年からは国の地方分権改革推進委員会による勧告方式から、個々の地方自治体から制度改正の提案を募る「提案募集方式」が導入されるなど、地方分権にむけた取り組みはいまも継続的に進められています。しかし、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を節目とする自治体戦略2040構想、また近年ではコロナ禍を契機として国と地方の関係を改めて見直すべきとの議論も起きつつあります。各自治体において、改めて地方分権の推進にむけた行政のあり方、サービスの水準について、市民・利用者・NPO等が参加・自己決定する仕組みを構築し、地域の特性に応じた適切なサービスの確保をめざしていかなくてはなりません。

### 【自治体】

#### (市町村)

- ① 地方分権の理念、地域・自治体の自己決定の原則に基づく、自律的な自治体運営をはかります。その上で都道府県との対等関係、国との対等関係を築きます。
- ② 地方分権の推進にあたっては地域住民の積極的な参画が不可欠であるとの認識にたち、行政のあり方、また行政サービスの実施にあたって、市民(住民)との協働のあり方を常に追求します。
- ③ 国による「義務付け・枠付け」見直しの流れを踏まえ、地域の実情に応じた条例を制定するため、体制整備を進めます。また条例制定にあたっては、地域の特性に応じたより高い水準のサービスの提供をめざします。
- ④ 「平成の大合併」で誕生した自治体は、地域のコミュニティの変化などの各地域の現状、自治体の支 所の存廃や公共サービス水準の変化などを調査して、合併による各種の影響を分析します。
- ⑤ 広域連合・一部事務組合は、構成市区町村の責任と役割を明確にした上で、市区町村間協力を基本とします。都道府県には必要な支援を求めます。広域連合は、地方分権、市民(住民)自治の視点から、 実効性ある広域計画の作成、連合議長・議会の機能化、情報公開を求めます。一部事務組合でも議会の 機能化、情報公開を進めます。
- ⑥ 定住自立圏構想、「連携協約」に基づく自治体間の連携については、周辺市町村の衰退などマイナスの影響が生じることがないか、連携に至る理由や効果、財政面の検証などについて事前に十分な情報公開をはかり、自治体間相互で協議、合意形成をはかります。
- ⑦ 新たに政令指定都市もしくは中核市への移行を検討する自治体は、行財政運営にかかる各種の影響を

分析するとともに、マイナスの影響が見込まれる要素については十分な検証と対応をはかります。

⑧ 合併の是非の判断については、合併前の自治体における地域社会の維持、合併後の新自治体における ビジョンの提示、合併に関わるすべての情報を市民(住民)に提供、開示し、市民(住民)の意向を最 も重視した決定を行います。

#### (都道府県)

- ① 都道府県から市区町村への権限、財源の移譲については、両者の協議と合意を通じて段階的に進めます。その上で都道府県は、「補完性の原理」に基づき、地域における広域的な事務や市区町村では担えない専門的な事務を担い、地域生活に密着した事務を総合的に担う市区町村との協働で地域の行政機能を担います。
- ② 「平成の大合併」を踏まえ、小規模自治体への支援策を具体化します。

- ① 「国と地方の協議の場」について、より実質的な政策策定の場となるよう位置づけを明確にするとともに、協議対象範囲を拡充し、国と地方が各種地方制度について対等に協議するよう求めます。
- ② コロナ禍において見られたように、非常時や危機管理の対応を口実として、拙速に地方に対する国の 権限を強化するなど、地方分権に逆行した制度を検討しないよう求めます。
- ③ 都道府県と市区町村の争いに関わる自治紛争処理委員会については、独立した第三者機関としての機能を十分に持たせるよう求めます。
- ④ 国の直轄事業については、第2次地方分権推進計画で示された「全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業」に国の役割を限定し、それ以外は原則として、自治体が実施または管理するものとするよう求めます。
- ⑤ 道州制については、その概念が統一されていないこと、導入する理由、国民生活に与える影響、現状の地方自治制度の問題点などが明確にされていないことから、国からの押し付けをさせず、十分な国民合意に基づく地域・自治体の自己決定権によることを前提とし、行財政面での影響や市民自治に与える影響など、議論を深化させるよう求めます。とくに、都道府県の廃止や市町村合併を推進する中央集権的な道州制に反対します。
- ⑥ 市町村合併は、住民合意に基づく地域・自治体の自己決定権を尊重し、強制的合併施策を行わないよう求めます。
- ⑦ 合併新法後の市町村合併は、自治体の自主性にゆだねることとし、これ以降の合併誘導策をとらないことを求めます。
- ⑧ 行政機関の共同設置などについては、公共サービスの質の確保と自治権が損なわれないような制度設計を求めます。

### I 行財政システムと公共サービスのあり方

# 政策提言 3 市民に開かれた行政と自治体DXの実現

中央省庁による行政文書や統計データの改ざんや書き換えが問題となるなど、行政が保有する情報を市民(住民)に公開し、透明度の高い行政を実現していくことが、以前にも増して求められています。また、コロナ禍を踏まえ、マイナンバー制度の一層の活用、行政システムの標準化が進められ、自治体DXの取り組みは急速に浸透しつつあります。行政運営における情報システムの活用範囲が飛躍的に拡大しつつある一方で、プライバシー侵害の未然防止、個人情報保護の徹底もこれまで以上に求められます。同時に、自治体DXの推進にあたっては、新たに設置されたデジタル庁自身が標榜する「誰一人取り残されない」という理念を自治体においていかに実現させるのかも大きな課題となります。

### 【自治体】

#### <情報公開・広報・公聴>

- ① 行政が保有する情報を可能なかぎり市民(住民)に公開し、透明度の高い行政運営を実現します。
- ② 市民(住民)に対する広報を重視し、開かれた行政とします。
- ③ アンケート調査、モニター調査、広聴はがき、市(町村)政懇談会、市(町村)民会議(市(町村) 民委員会)、広聴会、市(町村)長と語る会、またSNSの活用など、市民(住民)の意見、要望、苦情などを直接聞く広聴を拡充します。
- ④ まちづくりや地域社会の活性化のため、行政の基礎的情報となる統計情報、アンケート結果、地理情報などの提供を行います。

#### <自治体DXへの対応>

- ① 情報システムの標準化により、業務フローの変更や新たなシステムを開発する必要がないかを把握し、 計画的な対応を追求します。
- ② 地域社会のデジタル化にむけて、デジタル化を担う人材の確保・育成を進めます。
- ③ 遠隔地医療など、医療福祉サービスの向上につながるICT技術を積極的に活用します。
- ④ 住民情報など行政サービスの基礎となる電子化された情報は、災害や事故に備え定期的なバックアップと遠隔地保管の徹底を行います。
- ⑤ 市民(住民)の情報リテラシーの向上のためのICT教育を実施するとともに、デジタルデバイドに 配慮した非ICTのコミュニケーションの併用についても配慮するよう求めます。

### <情報公開条例の強化・見直し>

- ① 市民(住民)主権の基本として、市民(住民)の「知る権利」を明記します。
- ② 情報公開請求の対応だけでなく、情報提供、公表義務制度など、既存の制度や補完的な制度を包括した統合的情報公開制度とします。
- ③ 個人情報保護・プライバシー保護を前提としつつ、請求者は広く「何人」も対象とします。
- ④ 自治体出資法人(外郭団体)、事務組合、地方独立行政法人、指定管理者も対象とします。
- ⑤ コンピュータ処理されている情報や、記録メディアに保有されている情報についても公開の対象とします。
- ⑥ 第三者機関として不服申し立て審査等を行う情報公開審査会および運営監視機関を設置し、審査手続きを明確にします。
- ⑦ 公開・非公開決定等に対する、不服申し立てについての対応を迅速に行います。

### <公文書管理体制の整備>

- ① 公文書管理法の努力義務規定を踏まえ、公文書の作成・保管・廃棄・歴史文書の保存というライフサイクルを見直し、公文書管理の条例化をはかり、公文書管理の適正化を行います。
- ② 公文書を管理するための公文書館の設置を進めます。

#### <個人情報保護>

- ① 個人情報保護法に定められた自治体の責務にそった個人情報保護施策を実施します。
- ② 自治体DXに伴い、国の基準と合致しない内容となっている個人情報保護条例について、改めて精査 して対応します。
- ③ 自治体のセキュリティ・ポリシーを定期的に見直します。

#### <消費者保護>

- ① 消費者の安心・安全の確保のため、消費生活センターの相談体制を充実・強化します。
- ② 消費者の多重債務問題や悪質商法などの救済にあたっては、都道府県や専門の関係機関、自治体の関係部門との連携をはかります。
- ③ 成人年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、中学生・高校生に対する消費行動や契約行為に関する教育を充実・強化します。

### 【国に対して】

#### <自治体DXへの対応>

- ① 情報システムの標準化により、業務フローの変更や新たなシステムを開発する必要が生じた際の経費 についても十分な財政支援を行うよう求めます。
- ② 自治体の規模によっては標準準拠システムへの移行がより困難な場合も想定されることから、移行期限については自治体の事情を勘案しながら、柔軟に対応するよう求めます。
- ③ 地域社会のデジタル化にむけて、地域ではデジタル化を担う人材の確保が難しいことから、その確保

や育成にむけた財政支援を求めます。

- ④ デジタル化によって生じた行政コストの低減効果が当該の自治体において財源活用されるよう配慮するよう求めます。
- ⑤ マイナンバー制度の活用に際して、自治体で必要となる財源については十分に保障するよう求めます。 **<消費者保護>**
- ① 消費者の安心・安全の確保のため、消費生活センターの相談体制の充実・強化をはかるため、十分な財政措置を求めます。
- ② 消費者庁・消費者委員会の機能を充実し、消費者の目線に立って監視機能も含め横断的な機能を果たすよう求めます。
- ③ 成人年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、消費や契約行為にかかる若年層の保護活動を強化するよう求めます。

### <個人情報保護>

- ① 個人情報保護制度の見直しにあたっては自治体の意見を十分に反映しながら公的ガイドラインや施行準備マニュアルを改定し、混乱のないよう対応することを求めます。
- ② マイナンバー制度については、情報の目的外利用やなりすましなどの不正行為の防止や個人情報保護の徹底を求めます。

### I 行財政システムと公共サービスのあり方

# 政策提言 4 地域公共サービスの質と水準の確保

第三セクター、公益法人、独立行政法人、PFI、指定管理者制度、コンセッション方式など公共サービスの担い手の多様化が進んでいます。財政危機を背景としたコスト削減のみを目的とする事務事業等のアウトソーシングの拡大はサービスの質の劣化を招き、行政の責任放棄となりかねません。とくに指定管理者制度については、サービスの質・雇用面においての課題も指摘されています。運用改善にむけた検証を行い、自治体当局に必要な措置を求めなければなりません。市民の生活を守るため、自治体の責任を明確にし、より良い公共サービスの実現にむけて質と水準を確保します。

- ① 地域公共サービスの質と水準を確保するため人員不足の解消に取り組みます。
- ② 公共サービスの質の確保等をめざし、公共サービス基本条例を制定します。
- ③ 公共サービスのアウトソーシングにあたっては、市民(住民)協働の理念を明確にした行政運営を基本とし、その必要性について、市民や労働組合など利害関係者との十分な協議と合意を前提に、より慎重な検討を求めます。
- ④ 行政コストの削減のみを目的とした、「まず民間委託ありき」の発想には反対します。行政サービスの水準が低下する懸念がないか、徹底した情報公開と民間委託の妥当性について検証します。また結果として民間委託した場合も、その後の運営状況等について厳しく検証します。
- ⑤ 公の施設の管理においても、機械的に指定管理者制度を選択するのではなく、公共サービスの質が担保されるよう直営、部分委託、指定管理者のどれが望ましいのかを選択するよう求めます。
- ⑥ 指定管理を含め行政の事務事業の委託においては、コスト削減だけを目的とすることなく、公務情報の管理の重要性なども鑑みて検討し、質の高い公共サービスを実現します。そのため、特命指定や長期間の指定を可能とし、公募要件に労働法令遵守を明記します。人件費確保のため、適正な人件費、一般管理費を積算した指定管理料、委託費を設定します。
- ⑦ PFI制度を活用する場合には、公平・公正な公共施設の役割とサービスの質が損なわれることがないよう慎重な検討を行うよう求めます。
- ⑧ 事務事業の民間委託、指定管理者の導入、PFIの採用において、事業者の選定から事務事業の実施に至るモニタリング(日常的かつ継続的な点検)、事業の実施状況にかかる事後評価を行う仕組みを導入します。また、事業の評価・監視を行う市民(住民)が参加した第三者機関を設置します。
- ⑤ 民間委託においては、委託された事業を、責任を持って実施できる事業者に委託することを基本とし

ます。「単に肉体的な労働力を提供するものでない」という職業安定法施行規則4条の趣旨を守るとともに、(ア)委託業者に直接指示・相談してはいけない。(イ)用具・設備は委託業者が用意することを徹底させます。

- ⑩ 指定管理者の選定においては、2010年12月に出された総務省通知も踏まえ、公の施設の役割・目的に そったものであるかどうかを最優先とし、価格のみの比較とせず、非公募による選定も選択肢としつつ、 総合的な評価による決定を求めます。
- ① 民間委託や指定管理において、一方的な仕様書の変更や委託料・指定管理料引き下げなど、自治体の 優越的な地位の濫用を禁止します。
- ② 事業提案制度などに基づく市民(住民)・NPO等と自治体の協働事業については、提案者と自治体 が対等な立場で協議し、成果品(成果物)の帰属先などを明記した契約を締結します。
- ③ 指定管理者が自らの努力で利用料徴収などの増収をあげた場合、指定管理者側に利益を還元する仕組みを導入します。
- ④ 地方独立行政法人制度については、その有効性や質について分析を行い、制度の導入の是非について 検証し、導入した場合は、業務や会計状況などについて徹底した情報公開を行い、市民(住民)に対す る説明責任を果たします。
- ⑤ 公の施設の民間移譲においては、その当否について十分な情報提供を行い、市民(住民)の判断を求めます。利用者、当該施設で働く労働者が不利益をこうむることのないようにします。
- (6) 構造改革特区・総合特区・国家戦略特区、地域再生制度を活用した自治体の提案・申請においては、 市民(住民)に情報提供を行い、制度の活用による地域の影響、効果などについて十分な合意形成をは かることを求めます。また、制度活用後について事後的な検証を求めます。
- ① 行政サービスにおける派遣労働者の導入に関しては、その当否について労使協議を前提とし、安易な 派遣の拡大や法令違反を排除します。
- ® 特定非営利活動促進法および寄附税制の改正を受けて、地域実情に応じたNPO活動の促進を行います。とくに住民税の寄附控除については、対象となるNPOの指定を行う条例の制定を進めます。

- ① 公共サービス基本法の具体化、および公契約基本法の制定を促進するよう求めます。
- ② 市場化テスト(官民競争入札・民間競争入札)は、必ずしも行政コストの削減につながらないことから、国による強制や誘導を行わないよう求めます。
- ③ 官公需の地場企業への発注にあたっては、労働基準法など労働法の遵守と地域の平均賃金を下回らない人件費の積算と支払いなどを受託事業者に義務づけるなどして、公正労働基準の徹底を求めます。
- ④ 事業譲渡などの場合の、当該労働者の雇用継続の法制化を求めます。
- ⑤ 談合、ダンピングなどを防止する法制度の規制を強めるよう求めます。
- ⑥ 優越的な地位の濫用を禁止した公正取引と透明な市場の確立にむけ、公正取引委員会の体制強化をはかり、法の実効ある措置を求めます。

### I 行財政システムと公共サービスのあり方

# 政策提言 5 公契約条例の制定と入札改革

自治体の入札・契約制度の改革・改善を進めるため、自治体の入札・契約制度に、予定価格の積算 基準の明確化をはじめ、ダンピングを防止する「最低制限価格制度」や価格以外の要素も含め受託事 業者を選定する「総合評価方式」を積極的に導入し、良質な受託事業者の選定と労働者の適正な労働 条件を確保することが必要です。

現在、いくつかの自治体で、このような入札・契約制度の改善策を盛り込んだ「公契約条例」の制定が進められていますが、全国的には、まだ大きな動きとなっていません。公共サービスの質の確保と地域で働く労働者の労働条件の確保にむけて、「公契約条例」制定を進めます。

- ① 公共サービスの質の確保と公正労働基準を確保するため、公契約条例(社会的価値を実現するための 自治体契約のあり方に関する基本条例)を制定します。公契約条例の制定をめざすため、現在の各自治 体における入札・契約内容について再度点検し、適正な運用となるよう求めます。
- ② とくに公契約条例については、理念的な条例の制定にとどまらず、労務報酬下限額まで定めた、いわゆる賃金保障型の公契約条例の制定を求めます。
- ③ 委託事業者の選定にあたっては、価格のみの競争入札とせず、社会的価値(公正労働、福祉・環境・ 人権・男女平等)に配慮した落札者決定の基準を定めます。労働基準法など、法令違反のある事業者は 入札参加資格審査で排除します。
- ④ ダンピングの防止と委託先労働者の公正労働を確保するため、すべての入札において、「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」を適用し、適正な事業者を選定します。
- ⑤ 労働基準法や最低賃金法などの労働法規を遵守し、労働者に対して生活できる賃金を保障するため、 自治体当局に対して、「労務監査」の実施を求めます。
- ⑥ 入札参加資格において、就業規則の制定などの労働基準法・最低賃金法・男女雇用機会均等法に関わる勧告・公表、障害者法定雇用未達成に関わる勧告、不当労働行為に関わる救済命令、労働保険への未加入などの法令違反の実態について審査を行います。
- ① 公共サービス水準の確保、適正な委託事業者を選定する観点から、予定価格について、積算根拠の明確化をはかるとともに、公共工事設計労務単価や建築保全業務労務単価などを参考に市場価格の適切な反映を求めます。
- ⑧ 自治体側が持つ事務負担感の増大を克服するため、自治体における基本的な入札・契約の実施体制に

ついて整備・充実を求めます。

- ① ILO94号条約(公契約における労働条項)を批准し、公契約における公正取引の確保と公正労働基準の法的確立を求めます。
- ② 業務委託に関わる積算基準の体系化を求めます。

### I 行財政システムと公共サービスのあり方

### 政策提言 6 自治体財政の確立と税制改革

地方自治体が地域における行政需要を十分に把握し、地域のセーフティネットとして公共サービスを確立するためには、それに見あった財源が必要です。そのためには地方交付税による財源保障・財政調整機能なども含めた財政自治の観点が不可欠です。税財源のさらなる地方への移譲等、補助金を通じた国の財政的な関与の廃止・縮減など、抜本的な地方税財政制度の改革を求めます。

そのために、「国と地方の協議の場」や、地方自治法第99条に基づく意見書の採択、地方交付税法 第17条の4に基づく意見の申し出など、さまざまな機会を活用し、地方の側から積極的に税財政制度 に対する提案を行う必要があります。

- ① 市民に行財政状況を的確に伝達するため、財政に関する情報公開・提供の充実をはかります。
- ② 決算カードや各種財務書類などを通じ、より多くの人が自治体の財政状況を把握できるよう取り組みます。
- ③ 公共事業の実施にあたっては、地域の将来の人口推計や財政負担額を考慮し、過剰投資を防止します。 また、公共施設の更新、除却など今後のあり方を検討する際には、維持管理にかかるランニングコスト のみならず、施設が果たす目的や機能などを含め多角的な検証を行います。
- ④ 自治体財政に対して議会の責任を明確にし、議会が十分なチェック機能を果たします。
- ⑤ 監査機能については、選任規定・手続きを条例化し、監査委員として適切な人材が選任されるよう機能の整備・強化をはかります。また、外部監査制度を活用し、公認会計士による監査基準を充実します。
- ⑥ 地域の実情を踏まえた公共サービスの充実のため、自治体における課税自主権の拡大を検討します。 法定外目的税や法定外普通税については、住民への十分な説明と合意形成を前提に政策実現の観点から 積極的に導入します。
- ① 法定税についても課税自主権の積極的な活用を検討します。また、市町村住民税の税率改定など、課税自主権の行使については、議会や住民、利害当事者の間で十分な議論を通じ、その政策目的や自治体財政の現状などのアカウンタビリティ(説明責任)を果たしながら、検討、実行します。
- ⑧ 社会保障費の増加、地域交通の充実、人口減少対策など、地域に必要な財政需要を再点検し、地方交付税などによる財源保障が不十分な場合には、国と地方の協議の場、地方交付税法第17条の4の規定などを通じて、適切な財源保障を求めます。
- ⑨ 自治体財政健全化法に基づく「財政健全化計画」の策定が必要な場合は、正確な情報・推計値に基づ

くものとし、政策の優先度を明確にします。また、財政指標悪化の原因については一般会計だけでなく、 公営企業会計、第三セクターなどを含めた自治体全体の財政状況の点検・検証を進めるとともに、首長 や議会の責任を明確にさせます。

- ① 現行の地方財政規模を最低限のものとして捉え、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能と自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するよう求めます。また、臨時財政対策債を縮減させ、地方交付税率の引き上げによって交付税の総額を確保するよう求めます。同時に、地方財政計画の策定、地方交付税の算定に関する自治体の意見を反映するため、「国と地方の協議の場」の定例的な開催を求めます。
- ② 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、被災自治体の意見を十分に把握した上で、その財源を確保するよう求めます。
- ③ 国・地方の税源配分割合を当面5対5とするため、地域偏在性の少ない消費税を対象に国税から地方 税への税源移譲を求めます。
- ④ 国庫補助負担金については、社会保障分野などの市民生活に直接影響するナショナルミニマムの確保を前提としつつ、その廃止と税財源の移譲をめざします。地方の財源不足は、交付税法の趣旨に基づき法定率を引き上げ、国の財政負担により補てんすることを求めます。
- ⑤ 公共サービスの質と社会保障をはじめとするセーフティネットを確立するため、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げなど、税制による所得再分配機能の強化を求めます。消費税は社会保障の安定・充実に充当するとともに、給付付き税額控除の導入による低所得者への逆進性対策を求めます。
- ⑥ 地方財政に影響する各種税制の廃止、減税、見直しを行う場合には、自治体の財政運営に支障が生じることがないよう、代替財源の確保を求めます。
- ⑦ 「森林環境譲与税」の使途・配分の具体化については、地方自治体(37都道府県1市)がすでに実施している森林・水源環境保全のための独自課税との整合性をはかる必要があること、林業部門の職員が圧倒的に不足している現状や譲与基準に人口が含まれるため大都市への配分が大きくなるなどの課題があります。これらの実情を踏まえ、都道府県と市町村の役割分担など、地方自治体の意見を十分に反映することを求めます。
- ⑧ 基準財政需要額の算定は、社会保障分野のセーフティネットの確立、環境対策の充実、農林水産業振 興など、増大する地域の財政需要の実態を考慮しつつ、算定根拠と算定方法の透明化を求めます。
- ⑨ 交付税の算定および配分の基礎となるもののうち、補正係数は国と地方の協議のもとに法定化し、その計算式の根拠とその効果について公表するよう求めます。
- ⑩ 小規模自治体に対する地方交付税算定については、段階補正の復元や、市町村合併により生じた新たな財政需要に対応するため、算定方法の改善を求めます。また、雇用や環境などに配慮した交付税の配分を求めます。

- ① 国庫補助事業と一体的に提供され、国民に広く社会保障サービスを提供する地方単独事業については、国と地方の協議の場などで協議し、必要な財政需要を地方財政計画、基準財政需要額に算入し、財源保障することを求めます。
- ② 橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁、公共施設など、既存の社会資本の長寿命化・老朽化対策また脱炭素化を進めるため、財政需要を的確に把握し、地方財政計画に計上すること。
- ③ 特別交付税は災害時などの突発的特殊財政需要への必要のみに限定し、算定内容の透明化と算定方法 に対する地方自治体の意見の反映を求めます。
- ④ 自治体裁量による税率決定を促進するため、地方税にかかる制限税率を緩和するよう求めます。
- ⑤ 自治体財政健全化法の運用においては、自治体の自主性を損なうことなく、国の関与を最小限にとどめます。早期健全化対象自治体に対しては、行政需要に配慮した財政措置の充実を求めます。
- ⑩ マイナンバー制度の活用については、個人情報保護策の徹底と自己情報へのアクセス権の確立を前提 に、公平な税制をめざし、所得の正確な把握と総合課税化の確立を求めます。
- ① マイナンバーカードの普及を自治体の責とするような交付金また地方交付税制度は見直すよう求めます。

### 政策提言 1 保健・医療・介護・福祉連携のまちづくり

日本の人口は2008年時点の1億2,808万人をピークに、すでに急激な人口減少局面に入っています。推計では2065年には総人口が8,808万人まで減少し、高齢化率は38.4%へと上昇するとされています。適切な社会政策を推進しなければ、労働人口は減少し、国民の生産力も低下せざるを得ないことは明らかです。

社会保障政策は人口減少局面に対応する社会政策の中軸です。雇用や生活環境の変化、格差の拡大、そして社会保障給付費の増加など、社会保障を取り巻く状況変化を見据え、改革を推進しなければなりません。そのためにも、少子化と子育て対策を含め、すべての世代に対応でき、また持続可能で安心な信頼できるセーフティネットとしての社会保障制度を構築する必要があります。

そして少子高齢・人口減少社会においても活力ある持続可能な地域づくりのために、高齢者も障害者も子どももすべての住民が安心して地域でくらし、そして支え合う「地域共生社会」を住民とともにつくる必要があります。

- ① 医療と介護の連携強化や良質な地域医療と介護の提供体制の確立のために、必要とするすべての人が 安心できる保険給付を保障します。また日常生活圏で医療、介護、福祉、子育てなど、住み慣れた地域 で安心してくらせるための一体的な支援・サービスが受けられるよう「地域包括ケアシステム」を確立 します。
- ② 地域福祉計画の策定にあたっては、地域の自主性・主体性が求められます。保健・医療・介護・福祉はもとより、交通、公共施設、居住環境、住宅、人権諸制度などを包括的な計画として策定します。
- ③ 障害の有無、性別、年齢、出身地などに関わりなく、すべての人の尊厳と権利が保障される地域の制度づくりを進めます。
- ④ 当事者、関係者および住民の参加と関与、協働に基づく制度づくりと検証・改善を進めます。
- ⑤ 具体的なまちづくりの推進にあたっては、引き続き高齢者、障害者等のニーズに基づき、共生社会の 実現のための環境整備を進めます。
- ⑥ 住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざし、また従来の社会保障 と雇用の谷間となっている、非正規労働者や外国人労働者、単身世帯の急増など、新たな変化とニーズ を踏まえた「市町村地域福祉計画」を策定します。
- ⑦ 安全、安心、安定の生活設計を重視し、福祉サービスや関係サービス資源の活用等をワンストップで

支援する相談支援チームおよび相談援助専門職を配置し、自治体での相談・情報サービス・サポート機能を拡充します。

⑧ 医療、介護、幼児教育・保育、福祉を支える従事者の処遇改善および人材の確保、離職防止やキャリアアップをはかり、その質の向上をめざします。

- ① 社会保障はコストではなく、「未来への投資」と位置づけ、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で積極的労働市場政策と積極的社会保障政策の連携による給付の実現を求めます。
- ② 社会保障にかかる、ナショナルミニマムを堅持するとともに、福祉・社会保障サービスにおける情報 提供と情報公開を進めるとともに、苦情解決、虐待や拘束の調査・監視、指導・改善勧告権限をもった 第三者機関の制度化を求めます。
- ③ 「いつでも・どこでも・だれでも安心してくらせるまちづくり」とそのための質の高い現物サービス 給付を確立するため、医療・介護労働者などの処遇改善等を通じた人材の確保と定着を求めます。
- ④ 営利法人による福祉サービスの提供にあたっては、他事業との会計上の分離の明確化を維持し、倒産や資金ショートによる事業撤退やサービス中断が発生しないよう社会的規制のルール化を求めます。

# 政策提言 2 最低所得保障と最低生活保障を基礎とした セーフティネットの再構築

生活保護受給者数は2015年の約217万4,000人をピークに2022年は約203万7,800人と、数値上は微減しつつあります。しかし現状においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活福祉資金や緊急小口資金貸付等の支援策の効果が出ている可能性もあり、こうした影響が今後どのように働くのか予断は許されない状況です。「第1のセーフティネット」(社会保険等)の改善はもとより、「第2のセーフティネット」として生活困窮者自立支援制度の充実にむけ取り組みます。その上で、最後のセーフティネットとして「利用しやすく自立につながる生活保護」を整備する必要があります。

### 【自治体】

- ① 福祉事務所の相談・支援機能の充実をはかり、査察指導員とケースワーカーの増員(生活保護の80ケース対1の標準数の遵守や福祉五法職員の増員)など実施体制を整備します。また、母子・父子自立支援員や家庭相談員など会計年度任用職員による対応が常態となっている職種について、均等待遇の実現など処遇改善をはかります。
- ② 福祉事務所の職員の専門性を高めるための研修の実施および人事サイクルの見直しを進めます。また、専門職の採用を検討します。
- ③ ケースワーカー、査察指導員の人材育成をはかります。また、自立支援プログラムおよび生活保護制度見直しに伴う扶養義務の強化等が生活保護からの排除にならないよう、社会福祉法の理念を実現する業務内容の徹底をはかります。
- ④ 生活保護制度や保護基準について、申請するべき市民(住民)が放置されないために市民(住民)に対する積極的な情報公開および対象者への確実なアプローチを推進します。
- ⑤ 生活困窮者自立支援制度については、任意事業の実施と総合的な支援体制の構築にむけて、福祉事務所の体制強化とハローワーク、社会福祉協議会、NPOなど関係機関の連携システムを構築し、生活困窮者および生活保護受給者に対する求職支援、住宅保障、生活福祉資金貸付、パーソナル・サポートなどを一体的に運用する仕組みの充実化をはかります。同時に、これらの運用を可能とするための人員確保をはかります。

#### 【国に対して】

① 生活困窮者自立支援制度の財源を充実するとともに、任意事業の必須化を含めて事業メニューを充実

するよう求めます。また、人員配置の強化を求めます。

- ② 生活困窮者の就職活動における物理的な支援については、住宅の確保も含めて、面接に行くための交通費、携帯電話の貸出費用、履歴書に貼附する写真・送料、理美容所料金などがあることから、柔軟に支援・給付できる手当についての検討を求めます。
- ③ 生活困窮者の自立支援や求職者支援、貸付など、生活困窮者が活用できる制度の情報に関しては、積極的に広報することを求めます。
- ④ 生活困窮者の自立支援の訓練等を行う事業所の認定については、中間的就労が新たな貧困ビジネスにつながる懸念や、実施体制を確保するための財源や人員配置などにも課題があることから、十分な実施体制と監督機能を構築することを求めます。
- ⑤ 生活保護に過度の負担をかけず、低所得者を中心に所得保障施策の拡充をはかるため、児童扶養手当、 児童手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などの社会手当や生活福祉資金および 公費負担医療の拡充を求めます。
- ⑥ 福祉事務所のケースワーカーや査察指導員の人員確保のため基準財政需要額算定の改善を求めます。 また、人員確保のためにも事務所が入る庁舎の秩序の維持(巡回および警備)および来庁者の対応に対 し、過度な定数削減を求めないよう要請します。
- ⑦ 生活支援の必要な外国籍市民(住民)にも生活保護を例外なく適用することを求めます。
- ⑧ 母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員などについて、法改正などにより、処遇の改善を求めます。

### 政策提言 3 安心の社会保険制度と医療制度

日本では、1961年に国民健康保険制度が完全普及し、国民年金制度が導入されることにより、国民 皆保険・皆年金制度が実現し国民誰もが医療を受ける機会や老後の生活の保障が国の責務として実現 されました。しかし、近年では非正規労働者の拡大など雇用・就労形態や生活環境の変化、少子高 齢・人口減少の進行などで従来の社会保険・社会保障制度では想定しない状況が生まれています。

安定的で持続可能な社会を実現するために、すべての人に雇用の機会を保障し、貧困の解消と格差の是正を通じ、連合に結集しながら「働くことを軸とする安心社会」をめざします。また、公助・共助・自助のバランスのとれたすべての社会構成員・世代を対象とするユニバーサルな社会保障制度を確立します。

- ① 国民健康保険制度の地域医療保険制度としての機能を強化し、住民に対する健康指導、保険料の徴収、 介護保険制度との連携などの保険者機能が損なわれないよう機能強化、役割分担を明確にします。
- ② 国民健康保険における保険者機能の強化として、地域住民に対する健康づくりや患者、国民の立場に立った医療費の適正化に積極的に取り組みます。国保連合会は、保険者支援を積極的に担い、保険者機能を強化します。
- ③ 国民健康保険の保険料の限度額を世帯員数や所得に応じて見直し、保険料は応能負担原則を基本とします。
- ④ 特定健診・特定保健指導については、より効果的なものとなるよう、検証と改善を進めるとともに、 市町村等による一般的な健康増進対策への支援はこれを拡充します。
- ⑤ 公費負担医療については、疾病の発生状況の変化や制度間の負担の均衡等に対応して事業を見直していくとともに必要な医療の公費負担・自己負担額の助成を行います。
- ⑥ 国民年金制度の安定的運営をはかるため、未加入・未納対策をはじめとする諸施策について、日本年 金機構と市町村の連携をさらに充実・強化します。
- ⑦ 社会みんなで支える年金・医療・介護といった社会保険制度への理解を深めるための教育や情報提供 を強化します。

- ① 国民皆保険・国民皆年金を堅持し、国の責任のもとで、年金・医療保険各制度の運営体制を整備し、 持続可能で安心・信頼される社会保険制度の確立を求めます。
- ② 社会保険適用は原則すべての雇用労働者とします。そのため、正規労働者と非正規労働者との均等待遇にむけた制度改革を進めます。当面、具体的には、雇用保険加入要件と同等とし、標準報酬月額についても見直しの検討を求めます。
- ③ 医療保険制度については、保険者機能が発揮できるよう、地域の連帯としての国民健康保険と、健保組合や共済、協会けんぽの職域の連帯としての被用者保険制度とします。構造的な赤字財政が避けられない国民健康保険には必要な公費負担と制度間の財政調整を求めます。
- ④ 世代間の連帯と制度への信頼をはかるため国民への広報活動と情報の開示を求めます。
- ⑤ 協会けんぽについては、公的医療保険制度の持続可能性を確保するため、国庫補助を法定上限の20%まで引き上げ、財政を安定化させることを求めます。また、財政の管理・運営における被保険者参加の制度化を求めます。
- ⑥ 国民健康保険については、医療保険財政の安定と保険者機能の強化を求めます。
- ⑦ 医療保険各制度における患者一部負担については、公費負担などの財政措置を講じた上で、小学校就 学前は無料とするよう求めます。
- ⑧ 大病院への患者集中を避けることや適切な医療機関での診療を行うためにも、総合診療機能をもつ「家庭医」の育成と認定制度の整備や「かかりつけ医」機能の推進を求めます。

# 政策提言 4 高齢者のくらしと介護サービス

高齢者人口は増加を続け、2040年には35.2%と予想されています。2000年4月にスタートした介護保険制度は、介護の社会化を実現し、介護サービスの量的拡大を達成するために、市場システムを大幅に導入しましたが、結果として介護労働者の雇用・賃金・労働条件が加速度的に悪化し、人材不足が深刻化することとなりました。

今後も、要介護1・2までの介護認定者の給付抑制や介護労働者の処遇のあり方、サービス事業所の撤退、サービスの地域間格差拡大等が懸念されることから、処遇改善加算等の確実な請求をはじめとする介護保険サービスの量と質の低下を招かない取り組みが必要です。

- ① すべての高齢者や障害者が地域・在宅において生活できる地域包括ケアシステムを整備し、住宅政策やまちづくりと一体となった総合的な基盤整備を行います。さらに、地域包括ケアシステムの深化とされる地域共生社会のまちづくりをめざします。
- ② すべての市民(住民)に介護保険制度について、きめ細やかな広報活動を実施し、あわせて、市民 (住民)・利用者に給付と負担の関係や保険財政についての情報公開を進めます。
- ③ 要介護の外国籍市民(住民)が本人の意志に基づく介護サービスを選択できるよう、サポート体制を 充実します。
- ④ 介護相談、苦情解決を第一義的に対応する相談窓口の設置など苦情解決システムの整備と利用者・市 民(住民)に対する権利擁護機関を設置します。
- ⑤ 「地域包括支援センター」の運営体制の整備、財政基盤の強化をはかり、地域支援事業の内容の拡充をはかります。また、サービスの質の向上、運営内容の改善にむけ、地域包括支援センター運営協議会への当事者・福祉関係者、2号被保険者の代表等の参加促進をはかり、実効ある市民参画の仕組みをつくります。
- ⑥ 過疎や離島、山間地等のサービス事業について、責任をもった補助・助成や緊急・対応困難なケース への対応を行います。
- ⑦ 保険者として介護サービスの向上をはかるため、ホームヘルパーやケアマネジャーの研修受講を促進するために、必要な財政措置を講じるとともに、研修機会を確保します。
- ⑧ 被保険者証および負担割合証の交付をはじめ、保険料の賦課・収納、要介護認定事務等、市町村の実施体制を担うために必要な職種と要員を配置し、制度の公正性・公平性の確保と保険者機能の強化をは

かります。

- ⑨ 所得段階別保険料の弾力的設定や、低所得者に配慮し、安心してサービス利用ができる対策を進めます。
- ⑩ 労働法令の遵守を前提に、多様な形態の雇用を提供し地域ニーズに即した介護サービス提供事業を行うNPOに対する支援を行います。
- 高齢者相互の助け合い・支え合いの仕組みづくりを行います。
- ② 介護保険制度の根幹である要介護認定の中立性、公正性、公平性を確保するため、認定調査については保険者が自ら行います。また、被保険者の要介護認定申請を権利として保障します。
- ③ 保険者機能の強化をはかるため、一ヵ所以上は保険者が直営する地域包括支援センターを設置、または基幹型地域包括支援センターを保険者直営で設置します。
- ④ 事業者に対する指導監査の実施水準を確保するため、都道府県の実施体制を確保します。
- ⑤ 核家族や単身世帯の増大による家族介護力の低下を踏まえ、介護者に対する支援策に取り組みます。

- ① 介護労働者の処遇改善については、処遇改善加算の請求状況の検証と労働者の賃金に適正に反映されるよう必要な対策を求めます。また、介護職キャリアパスを経験および資格・研修に対応する職務と適正な賃金体系として確立し、広く普及させることを求めます。
- ② 介護保険施設について、社会保障としての居住保障を明確化することを前提に、補足給付を見直すとともに、ナショナルミニマムとしての最低基準の緩和に反対し、その改善を求めます。また、要介護1・2の特別養護老人ホームへの入所に対して不当な抑制が生じていないか検証するとともに必要な対策を求めます。
- ③ 訪問介護について、利用者本人の自立性は踏まえつつも、さらなる生活援助サービスの要件緩和と、ヤングケアラーへの支援策拡充を求めます。
- ④ 介護給付費の適正化事業について、「適正化」に名を借りた給付抑制につながらないよう運用の改善を求めます。
- ⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業の検証と必要な対策を求めます。また、地域包括支援センターの機能強化のために財源保障の拡充を求めます。
- ⑥ 介護・福祉サービスの現場で介護職が提供している「医療行為」の検証と適切な提供体制の確保を求めます。
- ⑦ 核家族や単身世帯の増大による家族介護力の低下を踏まえ、介護者支援制度の創設と、自治体への支援を求めます。
- ⑧ 介護職員の離職率が依然として高く人材不足が常態化している状況を踏まえ、国に対し介護職員の処 遇を改善し、人材確保と離職防止を促進する施策を講ずるよう求めます。

### 政策提言 5 子育ち・子育てと次世代育成支援

コロナ禍にあった2020年度で見ると、全国の児童相談所が対応した児童虐待の対応件数は調査開始 以降、はじめて20万件を超え、ここ数年、高い増加率で推移しています。文部科学省の調査でも、児 童の不登校・自殺者は過去最多となっており、日本における子ども・子育て政策の充実は待ったなし の課題となっています。

そのためには、児童虐待や貧困問題など、複雑化する課題への総合的な対処が求められることから、国はこども家庭庁を2023年4月に創設しますが、「就学前の全てのこどもの育ちの保障」としながらも、幼稚園は文部科学省から移管されないなど、これまでの内閣府・厚生労働省・文部科学省の縦割り行政から、新たな縦割りが生じないのかも懸念されます。

日本の家族関係政府支出が諸外国の半分程度にとどまっている現状を踏まえ、常に子どもの最善の利益を最優先とし、子どもの健全育成と福祉の最大化の実現にむけた政策を強力に推し進めるための財源確保と「すべての子ども」が豊かに育つことのできる良質な育成環境、それを支えるための職場環境の保障こそが必要です。

- ① 保育に対する公的責任を明確にした上で、保育所などの基盤整備と市町村の実施体制の整備をはかるとともに、「地方版子ども・子育て会議」による「子ども・子育て支援事業計画」の確実な実施と検証、必要な見直しをします。また、この会議には、労働者代表および現場の保育士等(公立を含む)の参画を求めます。
- ② すべての自治体に策定が義務化されている市町村子ども・子育て支援事業計画に公立施設の役割と児童館の位置づけの明確化を求めます。
- ③ 過疎地や離島、山間地における生活圏域に保育所を確保し、保育の権利を保障します。
- ④ 地域で「ともに生きる」ことを基本に、障害児共同保育や多文化共生保育、解放保育などを実施します。
- ⑤ 保育の質の向上と保育士の人材確保にむけて、会計年度任用職員の正職員化や処遇改善を行います。 また、3歳児の配置基準改善など、国における予算が措置されたものについて、確実に実施されるため に取り組みます。さらに地域型保育事業において小規模型保育事業等で一部導入された家庭的保育者な ど保育士資格を持たない制度については、自治体における研修体制を十分に整備するとともに、保育士 資格の取得を原則とした制度運用を行います。

- ⑥ 学童保育の待機児童の増大や運営上の問題について正確な把握を行い、最低基準の設定等により放課 後児童対策事業や学童保育の改善を具体的に進めるとともに、子どもの遊び場や交流の場を確保します。 また、「放課後児童クラブ」の具体化にあたっては、学童クラブ事業を全児童対策に収斂させるのでな く、内容の充実と全小学校区の設置をはかります。また、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、学 童保育の連携を強化します。
- ⑦ 学童保育支援員の人材確保と処遇改善にむけて、支援員の賃金労働条件の改善をはかります。
- ⑧ 増加する児童虐待相談に迅速、適切に対応するため児童相談所の児童福祉司、児童心理司の配置を改善するとともに、弁護士等の配置も進めるなど、一時保護所の環境改善をはかります。
- ⑨ 児童虐待相談等の相談に対応するため、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化と、コーディネーターの配置、福祉、保健、医療、教育等の連携強化をはかります。
- ⑩ 児童相談所および婦人相談所の一時保護所、児童養護施設等社会的養護関係施設の利用者の権利擁護、 施設環境の改善と必要な人員体制の確保に努めます。
- ① 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所に配置されている各種相談員については、必要な人員を確保し、 処遇改善をはかります。
- ② 母子および寡婦福祉法や就業支援特別措置法に基づき、自立支援センター事業の実施拡充をはかり、 婦人相談所・福祉事務所・ハローワークが連携した就労支援策を実施します。
- ③ DV、ストーカー対策、ひとり親家庭の支援を拡充するため、婦人相談所、市町村婦人相談部門の体制強化をはかります。

- ① 児童手当などの金銭給付は、国による実施を基本とし、現物給付の財源および制度と分離して実施するとともに、現物給付の拡充を促進する制度設計とすることを求めます。また、子ども・子育て支援新制度が確実に実施されるための明確な財源確保を求めます。
- ② 子どもの貧困の拡大など福祉ニーズの増大を踏まえ、子どものためのセーフティネットを整備し、すべての子どもに開かれた仕組みとするため、障害児支援や子どもの貧困問題への対応、ひとり親支援、社会的養護などを「子ども・子育て支援新制度」の基盤として位置づけることを求めます。
- ③ 「子ども・子育て支援新制度」において国が示す教育・保育施設および学童に関する最低基準の改善および充実を求めます。またあわせて、最低基準を緩和しないよう求めます。
- ④ 子どもの権利擁護や利用機会の保障を担保するため、利用保障の仕組みを強化し、保護者や子どもの 利便性向上にむけ、サービス横断的なワンストップ・サービスを可能とする市町村実施体制の構築にむ けた制度設計を求めます。
- ⑤ 幼保一体給付を障害児や低所得者など「すべての子ども」のための仕組みとするため、「市町村との契約方式」など確実な市町村関与が可能な仕組みを基本とすることや、公定価格かつ応能負担および実効性ある応諾義務の設定を行うこと、保育労働者の確保と定着を担保するため、「運営費の使途制限」

を維持すること、人員配置基準・施設面積・保育士資格制度等を現行より後退させることのないようナショナルミニマムである「最低基準」として整備し、社会的規制を行うよう求めます。

- ⑥ 学童保育の拡充について、「保育の連続性」の観点から、学齢期の特性に配慮しつつ、利用保障、市町村関与、最低基準の設定など制度の骨格を保育所と同様の仕組みとすることを求めます。
- ⑦ 市町村の相談・支援体制を強化するため、市町村の財政基盤の強化を求めます。
- ⑧ 増加する児童虐待相談に迅速、適切に対応し、重篤事案を防ぐため児童相談所、市町村の体制・機能 強化をはかること。そのための児童福祉法施行令の改正、児童心理司の配置基準の整備、自治体に対す る財政支援策等を早急に行うことを求めます。
- ⑨ 児童相談所および婦人相談所、福祉事務所などの、家庭相談員、母子自立支援相談員、児童虐待相談 員、婦人相談員の補助単価の改善や会計年度任用職員を原則とする運営をただすよう求めます。
- ⑩ 人権・プライバシーの尊重を可能とする児童自立支援施設、児童養護施設・乳児院・自立援助ホームなどの最低基準、措置費、補助金の改善など、児童福祉施策の拡充・機能のさらなる強化を求めます。
- ① 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で追加された「国旗・国歌に親しむ」とする記述については、国旗の掲揚、国歌の斉唱を強制しないこと、子どもの人権が侵害されないことを求めます。

# 政策提言 6 障害者の地域自立にむけたくらし・ しごと支援の拡充

障害者の人権が尊重され、完全参加と平等を基本理念とした共生社会を実現するために障害者権利 条約の国内履行が求められています。そして、障害の種別や程度に関わりなく、すべての障害者が、 地域でともに生きる地域づくりを進めるために、障害当事者の参画に基づき、保健・福祉・医療・介 護施策の連携と障害者の生活保障・自立支援・雇用促進を進める必要があります。

また、そのためには、保育、教育、雇用、住宅、移動等といった障害者の生活全般にわたる合理的配慮や必要な支援の確保と環境の整備が、障害当事者の自己決定と自己選択に基づき確保されることが求められています。

そして、「障害者基本法」の理念の実現と「障害者差別解消法」および「障害者雇用促進法」の実 効性の確保にむけ、障害当事者の参画により、障害児・者とその家族が直面している現状とそうした 現状を改善するための具体的な制度・政策を検証し、着実な実行体制を確保するための取り組みを進 めます。

- ① すべての自治体において、当事者参画による検討・協議機関を設置し、既存の障害児・者施策の検証・課題整理と、その充実にむけた仕組みづくりに取り組みます。
- ② 「障害者権利条約」の理念と「障害者雇用促進法」に基づき、自治体の採用試験の受験資格と実施内容を検証し、その見直しに取り組むとともに、あわせて、障害者が働き続けるための職場環境と労働条件を検証し、施設・労働環境の整備・改善にあわせて合理的配慮を確保するために取り組みます。
- ③ 自治体独自の障害者雇用の促進と就労の場の確保にむけて取り組みます。とくに自治体の障害者雇用にあたっては、重度障害者、知的障害者、精神障害者を含む雇用促進に取り組みます。
- ④ 障害者の地域移行、地域生活を継続できる障害福祉サービス等の充実と拡充をはかるとともに、利用 にあたっての相談支援および権利擁護制度の整備・拡充を求めます。
- ⑤ 障害児が必要とする支援や合理的配慮を公的に確保したインクルーシブな保育および教育の実現に取り組みます。
- ⑥ 障害者権利条約の趣旨を踏まえ、各自治体において障害者差別禁止条例の制定を、障害当事者団体の 意向を踏まえて進めるよう取り組みます。
- ⑦ 障害者雇用率の達成を要件とする、自治体公契約条例の制定に取り組みます。

- ① 障害者の範囲の見直しについては、「制度の谷間」におかれる障害者の解消を求めます。
- ② 障害者の地域移行の促進と地域生活において必要とするサービス量の確保と利用範囲の拡大およびサービス基盤の整備と拡充を求めます。また、そのために必要な財政基盤の拡充を求めます。
- ③ 障害児・者が、在宅生活において必要とする医療的ケアのニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要な 医療的ケアを安全かつ速やかに提供できるよう求めます。
- ④ 障害者が働き続けるための職場環境と労働条件の整備・改善にむけ、障害者雇用・労働分野における 「合理的配慮」の具体化と必要な予算の確保を求めます。
- ⑤ 障害者雇用にあたっては、とくに重度障害者、知的障害者、精神障害者の雇用促進をはかるとともに、 制度の谷間におかれている障害者も雇用義務の対象とするよう求めます。
- ⑥ 就労継続支援A型、B型、福祉工場および作業所等といった福祉的就労の拡充と費用負担等の問題を 見直し、労働者としての権利性の確保と工賃の抜本改善を求めます。
- ⑦ 障害児が必要とする支援を公的に確保したインクルーシブな保育および教育の実現を求めます。
- ⑧ 盲導犬・介助犬・聴導犬の訓練事業の推進と普及および財政支援の拡充を求めます。

# 政策提言 7 地域医療提供体制と地域保健・公衆衛生の拡充

国は、人口減少や少子・高齢化が続く中、各地域において将来の医療需要を見据えつつ、新興感染症や大規模災害などの緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるよう、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制を整備するため、地域医療構想や地域包括ケアシステム、医師の働き方改革や偏在対策といった各種施策を一体的に推進しています。

地域保健の推進や強化、健康危機管理体制の充実においては、国・自治体の連携方法や、保健師、 獣医師をはじめとする公衆衛生分野の人材・財源の確保、保健所・地方衛生研究所の機能強化など必要な法整備の実現にむけた取り組みを強化する必要があります。また、精神障害者の社会復帰にむけては、保健所が精神保健福祉センター、市町村、医療機関、社会復帰施設などの関係諸機関と連携し、精神障害者の早期発見や社会復帰の促進などの活動を行うこととなります。精神保健福祉の専門職の確保など地域保健活動を整備していく必要があります。

自治労は、高齢化・人口減少社会の中で、「医療・介護提供体制の改革や、医療機関の統合・再編ネットワーク化の変革においては、安心・安全で住民から信頼される医療を提供すること」が第一と考えます。地域医療を守るため、医療・介護の連携を強化し在宅医療の需要の高まりに対応する医師・看護師をはじめとした人材・財源の確保を進めます。

- ① 診療報酬改定による総額抑制などで経営状況の悪化が想定される場合は、自治体から公立病院への繰入金額を検証し、運営に必要な額を確保します。
- ② 地域医療提供体制の確保・充実にむけ、各自治体・地域における住民・消防救急等による協議会等の 設置・拡大を進め、周辺地域など広域的視点に基づく医療提供体制について検討・検証します。
- ③ 医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成にむけた医療機関の施設または設備の整備、 在宅等における医療の提供、医療従事者の確保、院内保育の整備に関する事業に活用できるよう取り組 みを進めます。
- ④ 地域住民、医療関連団体、労働組合代表の意見反映をはかりながら、都道府県医療計画、都道府県や 二次医療圏に設置される「医療対策協議会」「地域医療構想調整会議」の検証を進めます。
- ⑤ 都道府県における医療費適正化計画については、医療費の削減のみが目的化されないよう地方 6 団体 との意見交換も行いながら地域における質の高い医療の確保を前提に対策を進めます。
- ⑥ 医師、看護職員をはじめとする医療従事者の養成について、希望者に対する就学支援策として自治体

における奨学金制度の設立・充実など、人材確保策について検討・実施します。

- ⑦ 精神障害者の社会復帰については、保健所を中心として精神保健センターや自治体などと連携しながら、生活支援体制や地域全体で精神障害者を支える仕組みづくりを進めます。また、精神科救急医療体制を確立するため、精神科救急指定病院の整備と精神医療の質向上を進めます。
- ⑧ 地域医療構想の実現にむけ、公立病院については小児科・産科・精神科・救急医療やへき地医療など を担う地域の中核病院としての役割を明確化し、2次医療圏での病床の数や機能を調整する場合、住民 の安心や生活確保の観点で行います。
- ⑨ 地域における専門的・技術的・広域的な保健サービス・健康危機管理を推進拠点とした保健所・地方 衛生研究所の機能強化を行います。また、新型感染症対策、災害時対策など、自治体政策における健康 危機管理体制の確立を進めます。
- ⑩ 保健所・保健センターにおいては、地域住民の健康づくりや疾病予防、地域の保健事業推進体制充実のため、保健師をはじめとする公衆衛生に関わる専門職の人材確保をはかります。加えて事務職を含めた職場全体の体制の充実をはかります。
- ① 研修を終える地域枠の医師派遣について、過疎地域や救急・小児医療などを行う病院や、医師が集まりにくい不採算地区病院での医師不足が解消されるよう、都道府県に対して対策を求めます。

- ① 医師・看護職員をはじめとする医療従事者の労働条件改善と、離職防止、復職支援体制の充実を求めます。看護職員については、ILO看護職員条約の批准と達成をめざし、一人月64時間以内の夜勤制限を法制化するなど、看護職員等にかかる労働条件整備を求めます。
- ② 医師の確保については、さらなる医学部定数の増員と将来の計画配置を進め、新専門医制度については、一部の診療科への医師偏在を助長することなく都道府県に必要な診療科の医師数が確保されるよう、専門医制度を推進する日本専門医機構等に対して国がしっかりと意見を述べるよう要請します。
- ③ 多職種の医療従事者が専門性を発揮し、良質な医療が提供できるよう、病院内外におけるチーム医療の連携を求めます。
- ④ 診療報酬改定については、政策医療を担う公立・公的病院等が、採算性の低い医療サービスを継続的 に提供可能となるよう求めます。
- ⑤ 医療費適正化基本方針については、医療費の削減のみが目的化されないよう地方6団体との意見交換 も行いながら地域における質の高い医療の確保を前提に対策を進めるよう求めます。
- ⑥ 食への安全対策、食品偽装の監視体制の強化、感染症対策、非常時に備えた健康危機管理体制の強化・充実と財源確保を求めます。
- (7) 地域保健・公衆衛生活動を拡充するため、保健師など関連職種の人材・財源確保を求めます。
- ⑧ 精神障害者が地域でくらすために必要な在宅・生活環境、中間施設の整備、社会復帰を進めるための 具体策など精神医療提供体制の構築を求めます。

### Ⅲ 持続可能な地域づくり

### 政策提言 1 市民参加のまちづくり

政府は人口減少の歯止めと一極集中の是正をはかるため、まち・ひと・しごと創生の取り組みを打ち出し、努力義務としながらも、すべての地方自治体に「地方版総合戦略」の策定、実行を求めてきました。こうした人口をめぐる地方の計画策定は、国主導による自治体間競争につながるものであり、極めて問題です。また、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円においては、ラスパイレス指数などを用いた行革努力分としての算定も行われています。まちづくりは、地域の現状をじっくりと検証・分析し、市民参加のもとで検討する必要があります。政府の政策誘導を許さず、地方自治体の自主性・主体性による政策決定こそが求められます。

### <まち・ひと・しごと創生の対応>

- ① 「地方版総合戦略」の見直しを進める際には、市民(住民)、NPOほか諸団体、大学などの教育機関、地域の金融機関、労働組合などの地域の関係者の参画を進め、地域の実情をより的確に反映するための体制を構築します。また、地域雇用や定住支援策などの過去の施策を再検証し、施策にかかる課題が反映されたものとなっているか点検します。
- ② 「地方版総合戦略」を見直しするための評価指標を設定する場合には、地域の現状と著しくかい離した数値目標や婚姻、出産などの個人の自由を侵害するものとならないよう、地域住民と合意形成をはかります。
- ③ 中山間地域の「小さな拠点」(生活・福祉サービスを基幹となる集落に集め、周辺集落と交通ネット ワークなどで拠点を結ぶ)や地方都市のコンパクト化の検討にあたっては、地域公共交通など公共サー ビス水準を確保しつつ、その効果についても検証しながら進めることとします。
- ④ まち・ひと・しごと創生にかかる財源については、自治体において主体的に活用できるよう、一般行 政経費として恒久化し、政府の施策誘導に利用しないよう求めます。

### <まちづくり・都市計画>

- ① 都市計画の決定手続きの透明性を確保し、市民(住民)の提案制度を取り入れたまちづくり条例を制定します。
- ② 都道府県および市区町村の都市計画の基本方針(都市計画法第18条、都市計画のマスタープラン)については、市民(住民)参加のもとに改定します。

- ③ 「地区計画」を市民(住民)が提案できるよう条例を整備し、市民(住民)の活動を支援します。
- ④ 都心・ビジネス街へのオフィスの集中や業務機能の過密化の防止、中心市街地とその周辺地域の空洞 化の防止に取り組みます。
- ⑤ 計画段階のアセスメント(計画アセスメント、戦略的環境影響評価制度)を実施するため、環境アセスメント条例を整備します。
- ⑥ 「農」のあるまちづくりを進めます。市街化調整区域内の農業振興地域内農地は基本的に保全します。 市街化区域の農地もできるだけ「生産緑地」や「市民参加型農園」として確保します。
- ⑦ 住民の生活と活動を保障するための交通のバリアフリー化、コミュニティ・バスなどの運行をはかります。また、「バリアフリー基本構想」の策定および改定と国土交通省による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」への対応などバリアフリー実現に取り組むとともに、鉄道駅ホームのホームドア、ホーム柵の設置を早急に進めます。
- ⑧ 公共および公共的施設・空間の利用障壁(段差や通路・歩道などの狭小など)を除去するなど、バリアフリー法との整合性を含めて、福祉のまちづくり条例を制定します。
- ⑨ 歩行者ばかりではなく車いす利用の便などにも重点をおき、架線の地中化、障害物除去などを歩道拡幅の計画などと総合化し、生活道路の整備計画を策定します。
- ⑩ ウォーターフロントの都市機能と港湾機能の整備を両立させる港湾計画と臨海地区計画の策定においてはウォーターフロントの魅力を活かし、親水空間の整備をはかるなどしながら、市民(住民)の親水権の拡充をはかります。
- ① 地域の活性化にむけて、コミュニティ・ビジネスの振興をはかります。また、地域福祉と防災の観点から、コミュニティの活性化をはかります。
- ② 都市計画法の「特例容積率適用区域制度」などを活用し、歴史的建造物の登録・保全を進めます。
- ③ 街並みの調和と環境保全にむけて、景観条例の制定を進めるとともに、景観法に基づく景観行政団体となることをめざします。
- ④ 大規模な市街地再開発・区画整理事業については、今後の人口見通し、自治体財政の現状を踏まえ、より慎重な検討を求めます。また、バリアフリーなどを進め、誰もが平等に社会参加できるまちづくりをめざします。
- ⑤ 今後の人口見通しを踏まえ、橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁、公共施設などの既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行います。

- ① 都市計画法の改正にあたっては、より市民(住民)が主体となる都市計画制度となるよう、改正過程での積極的な市民(住民)参加を求めます。
- ② 市区町村の段階における都市計画行政、建築行政の総合化にむけて、自治体の条例による権限をより 拡大するよう求めます。

③ 市街化地域の農地を維持するため、市町村条例による基準の引き下げなどを含めた「生産緑地」の指定基準の緩和や相続税の減免などのための法改正を求めます。

### <コミュニティ政策>

### 【自治体】

- ① 都市部における高齢社会の進行に伴い、高齢世帯、高齢単身世帯の孤独死や所在不明者などの増加を防止するため、地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーなどを設置し、相談機能の強化を進めます。
- ② 地域に多く存在する公共施設の開放、空き家や空き店舗などの活用を進め、地域のコミュニティ、自治の拠点の役割を果たすようにします。
- ③ 中山間地のいわゆる「限界集落」においては、集落の機能が果たせるよう、集落支援員制度の活用などを通じて、支援を強化します。
- ④ 中山間地の定住条件を整えるため、福祉・医療・教育などの生活環境の総合的整備を進めます。

- ① 自治会・町内会、NPO・NGO、社会福祉法人、PTAなど、地域で活動するさまざまな団体の活動資金充実のために、法制度の整備を求めます。
- ② 特定非営利活動法人や生活協同組合、労働者協同組合など、地域活動の担い手となり得る諸団体のさらなる活動促進にむけた法制度の整備を求めます。

# 政策提言 2 地域おこし・しごとづくり

地域の特性を活かした地場産業の育成・まちづくりを推進し、地域雇用の拡大をはかることが重要です。とくに、福祉や医療などの社会保障関連分野、環境関連分野、農林水産業での雇用づくりを積極的に進めることが、持続可能な地域づくりにつながります。このため、自治体が中心となって、若者をはじめとする就労支援や職業訓練、離職防止のための労働条件改善、非正規労働者の正規化等に取り組むことが重要です。

#### <雇用・職業訓練>

- ① 地域雇用の受け皿の拡大、住民の生活の質向上の観点から、介護・福祉分野、教育分野、農林水産分野の雇用拡大支援を強化し、民間、NPOなどを通じた雇用増に取り組みます。また、雇用創出の具体化のため、自治体・労・使・地域のNPOとの連携を強化します。
- ② 各自治体の雇用創出プランとその具体化を重要課題と位置づけ、就業率向上の目標を設定します。若年者、女性、高年齢者、障害者、外国人別に設定します。具体的な推進機構として、自治体・労働団体・使用者団体などで「地域雇用戦略会議」を設置します。
- ③ 介護・福祉分野では、研修助成・労働条件改善等に対する支援をはかるとともに、介護福祉施設、専門職養成学校などと連携して、雇用のマッチング機能を強化します。
- ④ 国、商工会議所、民間企業などと連携を強化し、ジョブカフェにより多くのサテライトを設置するなどして、若年層の就職情報の提供など、新卒者を含めた若年層の就業支援を強化します。
- ⑤ いわゆる「ひきこもり」やニートなど、就労困難者対策として、NPO等への支援、連携を強化し、 就労支援対策の強化をはかります。
- ⑥ 非正規労働者の正規雇用化、労働条件の改善を行う企業への支援を進めます。
- ⑦ 国の職業安定行政との連携を強化し、職業訓練や求職者支援体制の効果的な実施をはかります。
- ⑧ 都道府県の労働行政に関しては、労働相談や教育機関と連携した地域の労働者教育の推進、集団的労 使関係、労働者の権利や労働組合の存在意義などについて地域での理解を深めるよう取り組みます。
- ⑨ 地域のものづくり政策と一体となって、地域産業の体験学習などの地域産業教育を積極的に進めます。
- ⑩ 公共サービスに従事する非正規雇用労働者の雇用安定と処遇の改善をはかります。

- ① 職業安定行政・ハローワークについては、無料職業紹介事業を行う国による全国セーフティネットとして維持することを求めます。
- ② 都道府県で質の高い公共職業訓練が拡充できるように、国として責任をもった予算措置を行うことを求めます。
- ③ 地域主体の雇用創出策の実施にむけて、「地域雇用創造支援事業」など地域雇用対策の継続・拡充を 求めていきます。

#### <地域おこし>

#### 【自治体】

- ① 地域活性化の課題として、(ア)地域資源を活用した自立的産業おこし、(イ)伝統文化や独自文化を基礎にした地域間交流の推進、(ウ)景観・町並み保存など環境保全、自然生態系保存を基調にした地域づくりの推進、高齢者・障害者の共生の地域づくり、(エ)公共交通による移動・アクセス手段の確保、などを積極的に推進します。そのために市町村に「雇用・就労」などの専門部局の設置を進めます。
- ② サービス業、農林水産業など、新しい事業機会の開拓を目的とした投資、研究開発等に対する支援・公的融資および税制上の支援措置の適用など、地域産業の高度化・高付加価値化を積極的に推進します。
- ③ 生活関連、地域福祉・医療関連、対地域事業所関連のサービス業、住宅、まちづくり事業など、コミュニティをベースにした仕事づくり(コミュニティ・ビジネス、社会的企業)の促進、奨励を進めます。
- ④ 中心市街地活性化法に基づくタウンマネジメント・オフィスづくりや、その活動を通じて商店街、小売業の活性化をはかるため、基本計画の認定にあたっては地域の実情を考慮したものとし、タウンマネジメント機関の育成などをはかります。
- ⑤ 特定の企業、特定の産業、特定の施設、基地、電源立地などに過度に頼らない地域の産業構造を確立 します。
- ⑥ UIターン者を受け入れるため、空き家の有効利用や公営住宅の建設や入居基準の見直しなどの定住 促進策を推進します。

#### 【国に対して】

① カジノ解禁を柱とする統合型リゾート (IR) については、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存症対策など、多くの課題があるため、IRの実施を断念するよう求めていきます。

# 政策提言 3 雇用の安定と安心して働き続けられる 労働環境づくり

雇用の安定と安心して働き続けられる労働環境づくりにむけては、労働基準法や労働安全衛生法、 最低賃金法など、現行の労働諸法制を社会全体として遵守していくことが極めて重要です。労働者の 権利や保護を後退させる規制緩和の流れに反対していくことも重要です。

また、年々増加し、労働者全体の約4割を占めるまでになった非正規労働者の劣悪な勤務条件を改善していくことが待ったなしの課題となっています。「働き方改革関連法」においては、「同一労働同一賃金」として、雇用形態にかかわらず均衡・均等を義務づける法改正が行われました(2020年4月施行)。

この法改正と動きをあわせて、地方公務員法および地方自治法が改正され、2020年4月からは新たな一般職の非常勤職員制度である「会計年度任用職員制度」がすべての自治体で導入されましたが、その抜本的な賃金・労働条件の改善については道半ばであり、引き続きの対応が求められます。

## 【自治体】

#### <最低賃金の引き上げ、自治体関連職場等における非正規雇用に関する政策など>

- ① 雇用形態による賃金格差を縮小させ、地域経済全体の底上げをはかるため、地域別最低賃金の向上を、 都道府県労働局に求めます。その際は、連合が求めている時給1,150円以上の実現を求めます。
- ② 自治体が業務委託などを行う企業等において、労働基準法や最低賃金法、パートタイム労働法、労働契約法など労働諸法制が遵守されるよう求めるとともに、自治体は、そのための必要な予算を措置します。その際、労働契約法第20条を活用し、不合理な賃金・労働条件を解消・是正すること、また、労働契約法第18条を踏まえ、有期契約5年超の労働者について、無期契約への転換を促進するよう求めます。
- ③ 安定した雇用の確保や正規雇用への転換を可能とするため、国の職業安定行政との連携を強化した、 就業訓練や就業支援体制の具体化をはかります。
- ④ 企業等に対し、高年齢者雇用安定法に定める高年齢者雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員の65歳までの雇用の確保、また努力義務化された70歳までの就業確保措置が行われるよう求めます。
- ⑤ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率(民間2.3%)の達成を求めます。

#### <自治体の会計年度任用職員の処遇改善など>

① 新たな一般職非常勤職員制度である「会計年度任用職員制度」について、当該職員の処遇改善に結び つくよう、必要な予算の確保を行います。 ② 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、常勤職員と同一基準での運用(給料表の適用、前歴 換算)とし、職務内容を踏まえて均衡・権衡させます。また、常勤職員との均衡を基本として諸手当を 支給し、期末手当は、最低でも常勤職員の支給月数を支給します。

#### <自治体職員の長時間労働の縮減など>

- ① 時間外労働の上限規制の導入(2019年4月)等にかかる労働基準法の改正を踏まえて、必要な対策を進めます。安全衛生委員会において、時間外労働の実態を把握・報告させるとともに、とくにいわゆる過労死基準とされる月80時間を超える場合や、超過勤務が常態化している職場については具体的な対応策を示します。また、公務のための「臨時の必要」について厳格に運用するとともに、やむを得ず上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合の縮減対策の実施と同時に、職員に対する医師による面接指導など健康確保措置を強化します。
- ② 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、「労働基準法別表第1第11号、12号および同別表に含まれない官公署の事業に従事する地方公務員の職員に過重労働の疑いがある場合は、人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長)が監督指導の徹底に努めるものとする」と明記されたことを踏まえ、労働基準監督機関としての役割・機能を強化します。
- ③ 年間総労働時間の縮減および健康確保の観点から、年休取得を促進(5日未満者の解消)します。また、勤務間インターバル制度を導入します。
- ④ 定年延長制度の円滑な実施・運用に取り組みます。
- ⑤ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率(地方自治体2.6%)を達成します。

- ① 雇用労働者の均等待遇と格差是正をはかるため、雇用労働者への社会保険の適用拡大を求めます。
- ② 雇用形態に関わらず、すべての雇用労働者に雇用保険を適用することとし、雇用保険の適用拡大を求めます。
- ③ 過労死問題やブラック企業問題等に適切に対処するため、労働基準監督官の増員および監督強化にむけた規定の整備を含め、国および自治体における労働行政の充実・強化を求めます。また、労働者が安心して働き続けられるよう、実効ある長時間労働是正策とともに、総合的な過労死防止対策を講ずるよう求めます。
- ④ 「解雇の金銭解決制度」導入や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働者の保護を後退させる規制緩和を行わないよう求めます。
- ⑤ 外国人労働者の受け入れは、専門的・技術的分野の人材とし、在留資格・就労資格の緩和を通じたな し崩し的な受け入れは行わないよう求めます。また、外国人労働者の人権の尊重、労働者保護の確保を 求めます。
- ⑥ 会計年度任用職員の賃金・労働条件を改善するための財源確保を求めます。また、すべての会計年度 任用職員への勤勉手当支給、任期の定めのない短時間勤務職員制度についても検討するよう求めます。

# 政策提言 4 農林水産の再興と環境保全・食の確保

今や農村部では中山間地に限らず、平野部においても過疎化、高齢化が進んでいます。農林水産業は地域と人のくらしを持続的に支え、国土保全をはかるための社会的共通資本です。自治体は、担い手の育成や地域での食料自給率の向上、安全な農作物づくりを推進するため、地域の特性に応じた施策を講じます。また、国に対しては、農林漁業の持つ環境保全の役割について社会的合意をはかり、環境保全を柱とした環境支払制度の普及、拡大を求めます。

同時に、東日本大震災対策として、農林水産業や食品における徹底した安全性の確保、風評被害対策、および再生にむけた基盤整備が急がれます。自治体と国が連携し、引き続き復興にむけた対策を講じていく必要があります。

#### く農業>

- ① 食料・農業・農村基本法や都市農業振興基本法に基づく各種計画に環境保全や食料自給率の向上を大きな柱として位置づけ、着実な実行をはかります。
- ② 担い手づくりや地産地消、農業の果たす環境保全の役割などを基本理念とした基本条例を、生産者や消費者などを含めて市民参加型で作成します。
- ③ 農業に対する自治体独自の公的助成を拡大し、農業経営の安定化とともに地域の自然や文化を支えます。
- ④ 地域資源と地域特性を重視した適地適作と地産地消を進めます。また、地域の雇用創出や活力を生み 出すために、生産・加工から販売までの活動を支援します。
- ⑤ 就農希望者などを受け入れるために受け皿となる組織、仕組みの整備を進めます。その上で、受け入れると必要な住宅の用意や各種の資金援助など、生活支援を推進します。また、就農を拡大するため、研修助成などの充実をはかります。
- ⑥ 農山漁村の活性化のため、その地域の歴史・文化・祭りを継承する人材を育て、グリーンツーリズムなど都市との交流・一時滞在・定住などを積極的に進めます。
- ⑦ 農業が果たす多面的機能を展開し、コミュニティの中に農業を位置づけます。とくに、都市部では、 都市農業振興基本計画に基づき、都市農地を都市にあるべきものと位置づけ、市民農園・体験農園・学 校農園・農業公園など市民(住民)が農業を体験する場と農育の機会を増やし、農業理解を進めます。 また、生産緑地の保全を進めます。

- ⑧ 「食の安全基本条例(仮称)」を制定し、地域の食生活の改善と食の安全に関する情報公開を推進します。
- ⑨ 食品衛生監視担当部局・農政部局、市場・消費流通担当部局の連携を強め、食の監視・検査体制の見 直しと充実をはかります。
- ⑩ 有機農産物や減農薬農産物について自治体独自の認証制度を設け、販売支援することを進めます。
- ① 農畜産物の安全・安心を確保するため、トレーサビリティシステムの普及を進めます。
- ② 農業生産工程管理(GAP)の推進については、消費者および生産者の健康といのちを守るため、その趣旨を生かしつつも、認証取得を要件としない生産・流通の仕組みをつくります。当面、環境保全型農業直接支払い交付金の交付要件から「GAPの取り組み」を削除し、新たにGAPの取り組み(認証有無を問わない)を交付対象メニューの一部に組み込んだ制度とすることを進めます。
- ③ 主要種子の安定供給を継続するため、廃止された主要農作物種子法に代わる条例がすべての都道府県 において制定されるよう取り組みます。

- ① 農林漁業政策の全般に対し、自治体の意見を汲み上げる仕組みの創設など、国と自治体の双方で政策立案を可能とする仕組みを求めます。
- ② 地域の実情や自治体からの意見を反映する仕組みを創設し、農地や山林、森林の保全などによる環境・地域文化などの多面的機能を重視した「環境支払」政策の構築を求めます。また、漁業も「環境支払」の対象に含めることとし、自治体による独自の直接支払を組み込むことを求めます。
- ③ 環境保全・資源循環型社会にむけ、農業技術の開発・育成の重点化を進めます。有機農法や減農薬などの安全な技術、地域の風土・伝統を生かした技術開発と推進を求めます。
- ④ 認定農業者とエコファーマー制度は「環境支払」政策に統合し、「経営環境管理計画」の立案を条件とした直接支払を求めます。
- ⑤ 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) およびその他の経済連携協定については、国内農業への影響、 食料自給率の低下など懸念される課題も多く、工業やサービス分野、労働分野など、国内の産業に大き な影響を与えるため慎重な対応を求めます。
- ⑥ 鳥獣被害への補償は「環境支払」に組み込み、生態系に配慮した防除策・技術の研究を進めるよう求めます。
- ⑦ 食料自給率50%を当面の目標とし、農地の総量確保や担い手対策を求めます。
- ⑧ 食品安全委員会における公正取引の制度を見直し、消費者代表委員を新たに含めるなど役割と機能の 充実を求めます。
- ⑨ アフリカ豚熱、豚熱の発生に備え、水際対策と封じ込め対策、まん延防止対策を講じるための十分な体制構築と財源の確保を行うよう求めます。
- ⑩ SDGsの取り組みと連動し、食品ロスを半減させることをめざします。食物残滓の再資源化、フー

ドバンクへの支援なども含めて、「むだに捨てないで再配分」するよう求めます。

- ① 加工・生鮮食品を含め必要な表示を行い、生産・流通・消費段階とトータルに安全性を確保するよう 求めます。また有機 JAS農業の普及、浸透を求めます。
- ② 今後の農地法改正にあたっては、違反転用是正指導権限の強化など農業委員会機能の拡大強化を求めます。また、株式会社など農外者の農地所有、利用は、その農地が転用されることがないよう法整備を求めます。
- ① 相続税納税猶予制度については、生活と生産が一体化している農村に合った運用となるよう求めます。 山林については、保全にむけた制度となるよう、改善を求めます。
- ④ 農山村活性化にむけ、過疎債について人材育成など一過性でないソフト事業の促進に結びつくよう、 その対応を求めます。
- ⑤ 東日本大震災の東京電力福島第一原発の事故被害について、地域の被害レベルに応じたきめ細かな支援を行うとともに、風評被害に対し、安全性の正確な情報発信を含む対策を引き続き講じるよう求めます。
- ⑩ 東日本大震災による被害を受けた個人・法人に対して、引き続き、長期的な経営支援を求めます。
- ① 2023年を目途としている福島第一原発のトリチウム汚染水海洋放出を行わないよう求めます。

#### <林 業>

- ① 地域の山林の保全や活用のあり方について、市民(住民)の意見を「森林整備計画」に反映します。 とくに林業に従事するものの育成や確保について積極的に位置づけます。
- ② 地球温暖化防止、環境保全、中山間地域の活性化にむけて、森林整備・保全対策など、山の環境管理 と林業経営安定の公的助成を充実します。
- ③ 水源の森を保全するため、森林環境譲与税を活用するとともに、その財源の使途について地域住民の意見を反映する仕組みを導入します。また森林環境譲与税の制度発足以前より同様の地方税を徴収していた自治体においては、租税のあり方について改めて検討します。
- ④ 市民緑地制度(都市緑地法に基づき、土地所有者と自治体が契約を締結し、緑地等を自治体が管理する制度)などを活用し、市民(住民)参加のもとで緑地管理する仕組みを推進します。
- ⑤ 林業従事者の担い手確保のため、職業訓練助成や労働環境の整備を進めます。
- ⑥ 地域材の流域内での活用については、公共施設などを対象に積極的に進め、木材、木材加工品・住宅などの産直運動を展開します。また、国産材を使用した場合の支援金制度を創設します。
- ① 山菜・きのこ・山野草の資源保護や有効活用のため、ルール化をはかり森林全体の保全・活性化につなげていきます。
- ⑧ 森林整備のための「緑の公共事業」の拡充をはかります。流域ごとの森林保全と地域社会を再生していくため、森林・林業の流域管理システムを推進します。

- ① 担い手がいない山林については、森林管理法の特例措置を活用するなどして、公的な管理が行き届くよう求めます。
- ② 地球温暖化防止にむけて、木材国内自給率の向上を求めます。
- ③ 林業労働者の登録制度の創設、所得保障、社会保険の掛金助成、技術研修、振動病対策を求めます。 とりわけ、生物多様性の保全や水源のかん養など森林機能の多面的機能を重視した所得補償制度の創設 を求めます。
- ④ 森林の管理・保全のため、自然保護官(レンジャー)制度の充実を求めます。
- ⑤ スギ、ヒノキなどの整備、より被害の少ない木を植えるなど、花粉症対策を求めます。

#### <水産業>

## 【自治体】

- ① 漁業技術の向上、研修機会の拡大、労働環境の充実をはかり、漁業従事者の確保をはかります。
- ② 環境保全、森林整備、水質浄化を進め、河川、湖沼、沿岸の水産資源の保護・回復策を進めます。
- ③ 魚つき保安林の整備をはかるなど、川・水田・海の水循環を一つの流域と捉え、森林整備と連携した漁業基盤整備施策に取り組みます。また、漁業者が山に木を植える運動を支援します。
- ④ 集団操業、協業、プール制、共同経営など、漁協や地域住民が自主的に資源を管理する協調的漁場利用体制の確立をはかります。
- ⑤ 水産地域資源の持続利用をはかるため養魚などの資源管理施設の整備や関連試験研究の充実をはかります。
- ⑥ 上記の施策を確実に実行し、各漁業経営体が自立できるよう支援します。

- ① 海岸や海の環境保全計画を立案し、海岸や干潟、防風林、護岸のあり方、藻場の復元、養殖漁業の環境保全などについて、指針を定めるよう求めます。
- ② 水産資源・海洋生物資源について、資源調査や栽培漁業の国際協力を強化し、責任ある遠洋漁業と国際的な資源の共同管理へ貢献するよう求めます。
- ③ 沿岸漁業の振興と、その海産物の産直や直売への支援を求めます。
- ④ 里海を保全し育て広げるために、上流と下流、都市住民との関わりを深めるための支援を求めます。 海を地域の共通財産とするような政策を求めます。
- ⑤ 国内200カイリ水域の水産資源を保護・利殖し、有効利用をはかることを求めます。
- ⑥ 国および各都道府県の栽培漁業センターによる漁場の造成、稚魚・稚貝の人工ふ化事業を拡充し、各

地区漁協による資源保護海面の設定、種苗放流事業等の活発化を求めます。

- ⑦ 海岸の埋め立て、護岸工事、海砂の採取などについて、漁獲や環境保全の影響を踏まえた基準の設定 を求めます。
- ⑧ とくに沿岸漁業は、地域ごとに千差万別の経営形態があるため、全国一律ではなく、各地域に応じたきめ細かな対応が必要です。そのため各地域で実効性のある「浜の活力再生プラン」が策定されるよう自治体への支援を求めます。

# 政策提言 5 脱炭素社会の実現と自然(再生可能) エネルギーの活用

原子力発電は、東京電力福島第一原発事故でも明らかなように、重大事故が起きることで人間や動植物に大きなダメージを与えます。また、放射性廃棄物処理の問題についても、根本的な解決策が示されておらず、安定的なエネルギー源としては適当ではありません。原子力政策の抜本的転換を求め、早期の脱原発をめざす必要があります。「原発ゼロ基本法案」(原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案)の成立にむけた機運を高める世論喚起が必要です。各自治体でも再生可能エネルギーを活用した地域雇用やまちづくりを進め、地域分散型エネルギー社会への転換をめざします。また、再生可能エネルギーの推進は地球温暖化への対策としても重要です。脱原発社会とカーボンニュートラルの実現にむけて、市民(住民)、自治体、事業者などそれぞれの立場で連携を強化して、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消と温室効果ガス削減の取り組みが求められています。

#### 【自治体】

#### **<エネルギー>**

- ① 脱原発社会の実現と、再生可能エネルギー事業による雇用拡大と地域経済の活性化を推進するために、 自治体が中心となって、地域の事業者や市民と連携して発電事業を推進します。各自治体は、再生可能 エネルギー促進条例(仮)を制定するなどして、地域の自然・地理的条件を生かした風力、太陽光・熱、 バイオマス、中小水力、地熱などを積極的に活用し、地域のエネルギー自給率の向上をめざします。
- ② 地域エネルギーの生産・流通・消費をマネジメントする拠点づくりのために、拠点立ち上げ支援・拡大支援・事業拡大支援を実施します。
- ③ ESCO事業を活用し、自治体施設の省エネ化や省エネ機器の採用、太陽光発電施設の導入、既存施設のコージェネレーション化や燃料電池の利用など、積極的に省エネ対策を進めます。
- ④ 地域住民に対し、身近でかつ(メーカーや販売店に偏らない)中立的なアドバイスを行うために省エネ診断・相談の窓口を設けます。
- ⑤ 各自治体の先行事例の導入や、地域性を活かした相互協力を進めるため、各自治体・市民団体等との 調整をはかります。
- ⑥ 高レベル放射性廃棄物等の地層処分・埋め立てについては、北海道の寿都町、神恵内村において文献 調査が実施されていますが、地層処分の安全性が確立されておらず、道また周辺自治体からの理解も得 られない現状において、最終処分地の決定に結びつけないよう求めます。

⑦ 水道・下水道などのライフライン事業体は、創意工夫により小水力発電や太陽光発電をはじめとした 消化ガス発電などに取り組み、再生可能エネルギーの地産地消を進めます。また、公営ガス事業体では、 コージェネレーションを組み合わせた発電も行い、危機管理時も想定した取り組みを進めます。

## <脱炭素社会・温暖化防止>

#### 1. 計画体系

- ① 2050年までの「カーボンニュートラル」の実現を視野に、自治体の行う事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制のための数値目標を明らかにした「地球温暖化対策実行計画・事務事業編」を着実に実施します。また計画未策定の自治体においては、早期の策定をめざします。
- ② 地域全体における自然(再生可能)エネルギーの活用、温室効果ガスの発生抑制、資源循環システム 構築を主要な柱として、温室効果ガスの削減数値目標も含めた「地球温暖化対策実行計画・区域施策編」の策定を促進します。
- ③ 環境基本条例、環境基本計画および環境配慮指針を市民(住民)の参加のもとに策定し、都市計画や産業政策との連動をはかります。

#### 2. 個別施策

- ① 地球温暖化対策地域協議会の活動を積極的に支援し、市民主体の温暖化防止対策を推進します。また 都道府県に続き、政令市・中核市・特例市のレベルでの地球温暖化防止活動推進センターの設置を進め ます。
- ② 2030年度に2013年度比で46%の温室効果ガスを削減するとする日本のNDC (国が決定する貢献)の 実現にむけて、温室効果ガス排出量算定をするためエネルギー事業者からのデータ提供等を積極的に要 請していきます。
- ③ 都市計画の推進や事業実施の際には、温暖化対策の視点から見直し、ヒートアイランド対策として、 屋上緑化など建物のグリーン化を推進するとともに、総合緑化対策を進めます。
- ④ 公共交通機関の体系を見直します。コミュニティ・バス、路線バス、路面電車、地下鉄・都市高速鉄道の採算・環境面の検討を進め、また次世代型路面電車(LRT)の復権・再評価をはかります。
- ⑤ NOxなどの大気環境のモニタリングを充実させ、大気汚染発生源の把握を行い、市民(住民)に情報公開します。
- ⑥ 「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」などに参加し、温暖化防止を呼びかけます。

#### 3. 公共事業·河川関連等

- ① 公共事業(自治体施設も含む)について、環境配慮指針を策定します。
- ② 企業や自治体の事業活動による環境破壊を未然に防止するため、計画・政策段階の環境アセスメント制度を実現し、生態系や環境の保全をはかります。
- ③ 河川管理計画の策定は、治水とともに、河川の景観保全、河川敷・堤防の緑化の視点を盛り込みます。 護岸工事は、河川の親水性を取り戻すため、近自然工法(多自然型工法)を取り入れます。
- ④ 緑地保全地域、生産緑地の指定を拡大し、既存の緑を守るよう努めます。また、巨木や古木、記念木の保全を推進します。

#### 4. 環境学習、マネジメント等

- ① 自治体の特性に応じた環境マネジメントシステムをつくり、地元企業などでの環境マネジメントシステムの導入を支援します。
- ② 温暖化対策や里山保全などについて住民一人ひとりが実際に行動していくために、自治体独自のマニュアル・副読本等を作成し、環境学習の機会を積極的に設けます。
- ③ 環境リーダーの養成を進めるとともに、温暖化防止や里山保全に取り組む団体や市民との協力・調整を積極的にはかっていきます。
- ④ 政府の温暖化防止国民運動としてスタートした気候変動キャンペーン「Fun to Share」について、自治体および地域住民による取り組みを進めていきます。
- ⑤ 外来種の国内繁殖により日本固有種が絶滅の危機に瀕している動植物も少ないことから、固有種の調査を行い種の保存に取り組むとともに、子どもたちに対する環境教育の充実を進めていきます。

- ① 第6次エネルギー基本計画において原発が「重要なベースロード電源」と位置づけられていますが、 エネルギー消費を小さくし持続可能な自然エネルギーを基幹エネルギーとする政策への転換を改めて求 めます。同時に、原発稼働ゼロの目標年数を設定し、遅くとも2030年には原発稼働ゼロを実現するため の計画策定を求めます。
- ② 2016年4月から一般消費者も電力会社を選べるようになっていることから、消費者が新電力の電源構成をみて再生可能エネルギーによる電力を選択できるよう情報提供している「パワーシフト・キャンペーン」など、同様の活動がより活発化するよう、国としての支援を求めます。
- ③ 多様な事業体が発電事業に参入しやすくするため、送配電網については公的関与による総合的運用と公正な情報公開を求めます。
- ④ 公共施設や家庭に自然エネルギー施設の導入をはかるため、補助金の一層の充実を求めます。
- ⑤ 風力発電や地熱発電などを推進するため、引き続き規制の見直しを求めます。場合によっては、支障となっている電力会社などに対する働きかけも求めます。
- ⑥ 地元・現場の視点に立ち、大規模な工場等(セメント・鉄工所・化学工場・パルプ等)に対する規制 を求めます。(場合によっては、排出量取引、総量規制、また炭素税など税制の問題をも含め要請して いきます。)
- ⑦ 大量輸送を基幹とする一極集中型道路政策から、多極型、環状型の道路政策、都市計画への転換を求めます。
- ⑧ 政府は、多くの反対の声を押し切って、川内原発や高浜原発、伊方原発などを強引に再稼働させました。岸田首相は原発のさらなる再稼働にむけて「国が前面に立つ」との意向を示していることから、その動向を注視しつつ、すべての原発の再稼働および新増設に反対し、すべての原発の廃炉を求めます。
- ⑨ 「原発ゼロ基本法案」(原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案)の制定を求めま

す。

- ⑩ 発電開始から30年を経過した老朽炉は廃炉の対象であり、30年稼働時点での最新の安全基準や立地周辺自治体の了解などを満たす場合は最大10年間の稼働延長とし、最大40年で廃炉とすることを求めます。 同時に、原発稼働ゼロの目標年までには、すべての原発を廃炉とするよう求めます。
- ① 浜岡原発などの地震リスクが高い原発は即時廃炉とするよう求めます。また、東京電力福島第一原発 事故の原因究明に基づく安全基準の見直しと原子力防災体制の強化策にそって、安全対策を講じること ができない原発も廃炉とするよう求めます。
- ② 核燃料サイクル計画は中止として、再処理計画・高速増殖炉計画・プルサーマル計画は取りやめとするよう求めます。
- ③ 放射性廃棄物等の処理については、用地の取得をはじめ処分方法や管理・安全基準の確立など必要な対策を国の責任において行うよう求めます。また、その決定に際しては住民合意のもと行うよう求めます。
- ④ 廃炉を進め、原発立地自治体の地域活性化を推進するための特別法の制定と、廃炉対策を含めた地域 再生のための交付金制度などの新設を求めます。

# 政策提言 6 水循環・水環境・ライフラインの確立

地球規模の気候変動や水質汚染などの課題は、国際的な水の枯渇や不足を招き、水の奪い合いなどを起因とした内紛や外交問題に発展しています。健全な水循環や水環境を守り続けるためには、水源涵養・治水・利水・排水など、総合的な水管理を確立すること、「水は公共のもの」として商業化をさせない取り組みが求められています。

また、国内では、近年、頻発する大規模自然災害等の経験を踏まえ、持続可能なライフラインの確立にむけ、老朽施設の改築更新や耐震化(津波対策含む)対策を積極的に進めていくことが重要です。

さらに、「水道・下水道事業の国際展開」では、日本型の公的機関の役割を前提とし、受入国が自立して事業を行える体制の確立ができるよう取り組むことが必要です。

- ① 洪水・渇水の防止や水源保護のため、森林や農地の保全にむけた水資源保護条例の制定などの取り組みを進めます。また、重要水源などに近接する用地を外国籍の企業等が購入している現状を踏まえ、土砂災害の防止や水源の涵養といった公益的機能を維持するための指導機能の強化が必要なことから、森林法に基づく土地所有の届出の厳格化などを進めます。
- ② 表層水や地下水などすべての水資源は、公平な分配を原則とし、住民のいのちを守るために「公水として位置づける」視点から、利用規制の検討を進めます。
- ③ 地下水の過剰な揚水については、地下水位の低下や地盤沈下を招くことから、土地所有者に対し、地下水の利用計画や利用報告を義務づける条例の制定など、効果ある規制を進めます。
- ④ 水源地などへの不法投棄や乱開発など、水道取水口上流部の水質汚濁を防止するため、河川等の広域 的管理体制の確立を進めます。
- ⑤ 地域の水文化を育むため、多自然型工法などを活用して動植物が共生できる環境を拡大し、住民が快 適に過ごせる水辺や水空間の確保を進めます。
- ⑥ 流域を単位に自治的・統合的な水管理を行うため、流域関係自治体(都道府県と市町村)が「流域水循環協議会」を設置し、実効性のある「流域水循環計画」を策定するよう取り組みを進めます。
- ⑦ 災害に強い水道・下水道・工業用水道・公営電気・公営ガスなどのライフラインづくりを進めます。
- ⑧ 透水性舗装など、地下水涵養や雨水循環を妨げない構造物の整備拡充を進めます。また、集中豪雨や ゲリラ豪雨などによる都市災害への備えも兼ねた建築物による雨水流出抑制施設と雨水利用の促進、雨

水浸透を考慮した緑地化などを推進します。さらに、大雨時の地下街や地下鉄などの地下施設の浸水対策にも積極的な取り組みを進めます。

- ⑨ 人口減少や財政収支などの将来を見据え、地形や地域特性に合った効率的で効果的な汚水処理手法の 選択(既往計画の見直しを含む)を進めます。
- ⑩ 単独浄化槽は、河川などの水質悪化の原因の一つとなっており、合併浄化槽への転換や下水道への接続が早期にはかられるよう積極的な取り組みを進めます。
- ① 単体ディスポーザーの使用は、公共水域の水質保全や汚泥増加に対する使用料負荷の公平性に課題があるため、無秩序な設置とならないよう自治体が設置場所を把握できるシステムづくりを進めます。
- ② 安全・安心な飲料水を安定的に供給する水道事業の責務は自治体にあることから、コンセッション方式の導入など官民連携を導入せず、公営で運営することとします。また、将来的に経営の持続が困難な水道事業体は、地域特性を考慮した広域連携を推進します。
- ③ 都道府県に対し、水道事業の基盤の強化にむけ、広域連携の推進役として、水道事業者を構成員とする協議会の設置や水道基盤強化計画を作成するよう求めます。
- ④ 水需要の減少によって上下水道事業の収入減少が見込まれることから、健全な事業運営を継続しつつ施設の耐震化や改築更新に対応できるよう、料金の適正化を進めます。
- ⑤ 事業の継続性の観点から、災害時対応を想定した人員確保と技術継承のための人材育成を進めます。

- ① 水は「国民共有の財産であり、公共性の高いもの」として健全な水循環を確立するため施行された水 循環基本法のもとに策定された「水循環基本計画」の具現化のため、「流域を単位とした自治的・統合 的な水管理」にむけ、各地域での流域水循環協議会の議論が実効性のあるものになるよう中心的な役割 を求めます
- ② 単独浄化槽は、河川などの水質悪化の原因の一つとなっており、早期の使用禁止にむけ国策としての 法整備を求めます。
- ③ 処理水や汚泥の利用をはじめ、下水熱や有機物などが有効活用されるよう財政支援の拡充を求めます。
- ④ 単体ディスポーザーに対しては、汚水や汚泥の増加などによる環境への負荷の観点から市町村の管理 下に置き、設置場所の実態把握ができるよう法律改正を求めます。
- ⑤ 簡易水道事業は、経営基盤が脆弱であることや、統合による影響を最小限に抑えるため、統合期限の 2019年以後についても、現行の交付金措置を維持することを求めます。
- ⑥ 安全・安心な飲料水を安定的に供給する水道事業の責務は自治体にあることから、公営で運営することを前提とし、将来的に経営の持続が困難な水道事業体には、地域特性を考慮した広域連携が推進されるよう支援すること、また、広域連携を検討していない事業体はもとより、民間会社とのリスク分担が確立できていない事業体には、施設運営権の設定の許可をしないよう求めます。
- ⑦ 水道・下水道事業の海外展開については、日本型の公的管理を前提とし、受入国が自立して事業を

行っていけるような支援となるよう求めます。

- ⑧ 事業の継続性の観点から、技術・ノウハウの継承のための人員確保と災害時対応を想定した人員確保 を行うよう、自治体およびライフライン事業者に対して助言と財政支援を求めます。
- ⑨ 人口減少や需要の減少による公営企業の収入減少が見込まれていることから、健全な経営を維持継続 し、災害に強いライフラインの構築のため、経営できる料金への適正化とともに施設の耐震化や改築更 新が進むよう国庫補助の拡大を求めます。

## 政策提言 7 環境保全・資源循環の廃棄物行政

気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題などの地球環境の危機に直面する中、少子・高齢化の加速に伴い、地域コミュニティが弱体化し、自治体の環境・廃棄物行政の取り組みにおいて大きな影響を及ぼしています。

今後は「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現にむけ、国や自治体が環境・廃棄物行政の取り組みを推進するとともに、一人ひとりが大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを変えることが必要です。あわせて、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑制し、廃棄物の発生抑止等をめざすサーキュラーエコノミーの推進が重要であり、とくにプラスチックの資源循環については、2022年4月の法改正に伴い実施される自治体の分別収集の促進が必要です。

## 【自治体】

#### <一般廃棄物>

- ① ごみ減量化・資源化等を進めるため、住民参加の審議会等を設置します。リデュース・リユースを基本としたごみ減量にむけた施策を確立し、一般廃棄物処理基本計画の見直しに取り組みます。また、「容器包装リサイクル法」や「プラスチック資源循環の促進等に関する法律」などにおける自治体負担の根拠としての廃棄物会計制度の確立にむけて取り組みます。
- ② 住民・事業者を含めて地域でのライフスタイルの見直しの具体化をはかり、地域運動として推進します。住民に対してリデュース・リユースを基本とした減量化や分別収集の理解と協力を得るため、環境学習や講習会等を開催します。
- ③ 高齢化に伴い、排出困難な世帯における「ふれあい戸別収集(仮称)」および「粗大ごみの室内からの持ち出し戸別収集」事業の需要が高まることから、必要に応じた体制を構築します。
- ④ リチウムイオン電池による火災事故の増加に伴い、廃棄物運搬時の火災の防止やリチウムイオン電池 の適切な回収・リサイクルルートへの誘導のための体制を構築します。
- ⑤ 廃棄物処理に関する広域化は、自治体責任を明確にし、構成市町村の一般廃棄物の処理責任を遵守するよう取り組みます。
- ⑥ 家庭ごみ有料化の検討は、導入の意義と目的を明らかにした上で、減免措置など低所得者に配慮した料金設定をするなど住民合意を前提とします。また、事業系ごみは適正処理原価をもとに料金を設定します。

- ⑦ 家庭や学校給食などの生ごみや木の枝・落ち葉等の堆肥化やバイオガス化、家庭や事業所からの廃食油のバイオディーゼル燃料としての再利用など、地域での資源循環の取り組みを進めます。
- ⑧ ごみ処理施設・処分場の排ガス、水処理、焼却灰、飛灰などの放射性物質濃度やダイオキシン類濃度 の定期的な測定、公表を進めるとともに保管・管理を徹底します。
- ⑨ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のためにストックヤードや仮置き場の選定確保に努めるとともに、 廃棄物処理施設の災害用バックアップ施設や浸水対策などの整備をはかります。また災害廃棄物の運搬・処理に伴うアスベスト被害を防ぐため、保護具の支給や健康チェックを行い、必要に応じて近隣住 民と清掃工場に働く職員の健康調査を行います。
- ⑩ 一般家庭にある水銀を使用した製品など有害廃棄物について、事業者と連携し、回収体制の確立にむけて取り組みます。
- ① 一般廃棄物許可業者等の積み替え・選別・保管施設の環境基準を強化し、立ち入り指導を強化します。 〈産業廃棄物〉
- ① 医療系廃棄物の適正処理体制を確立するとともに、専用焼却炉の整備をはかります。
- ② 各リサイクル関連法に基づき廃棄物のリサイクルを積極的に進めます。
- ③ 不法投棄を防止するため環境監視員制度を創設し、体制の整備にむけ自治体の担当職員の増員配置を進めます。また、市町村と都道府県の連携を密にし、夜間パトロールの実施など自治体、地域住民が一体となった監視体制を強化します。
- ④ 住民参加を基本とし、公害防止協定の締結、産廃施設の運営協議会の運営を進めます。
- ⑤ 産廃施設の許可認定を正確に行い、立ち入り指導を強化します。また、廃棄物の広域的な情報把握と 管理、マニフェスト制度のチェック体制を強化します。

- ① 容器包装リサイクル制度については、収集運搬、圧縮・梱包などの中間処理費や周知啓発費など自治体の経費負担が大きいため、事業者責任の強化・明確化をはかり、現行制度の見直しを求めます。
- ② 家電リサイクル法に関しては、不法投棄防止対策として「料金前払い制」について検討するとともに、 義務外品については、自治体と小売店が連携し住民にわかりやすい回収体制の構築や拡大生産者責任の 徹底を求めます。
- ③ 小型家電リサイクル法に関しては、個人情報の保護、回収体制、費用負担、回収後の処理体制等の課題に対する自治体の財政負担を軽減し、特定対象品目の完全回収にむけ自治体の積極的な参加による環境に配慮した循環型社会の確立をめざします。
- ④ 市町村における発電などエネルギー効率の高い廃棄物処理施設の建設やバイオガス化施設、災害廃棄物を一時的に選別保管できるストックヤード等の建設を行うための「循環型社会形成推進交付金」について、3Rの推進や広域的な処理の必要性から市町村が最大限活用できるよう、交付基準の緩和と交付率の増額を求めます。

- ⑤ 拡大生産者責任制度に基づき製造・輸入・流通事業者に費用負担を求めます。
- ⑥ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、すべての自治体において排出・回収・リサイクルにかかるルートの構築がされるよう、プラスチック廃棄物の回収体制構築にかかる予算措置を求めます。あわせて住民のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組める必要な予算措置を求めます。
- ⑦ 不法投棄の原状回復の費用負担については、県および国で対応することを基本に、汚染者負担の原則 に基づき関係事業者負担の適用拡大を求めます。
- ⑧ 産業廃棄物の中間処理・最終処分の施設整備、適正処理推進のため公共関与による具体化を求めます。

## 政策提言 8 地域公共交通の維持・確保

住民のくらしに欠かせない移動を担っている、乗合バスや地方鉄道、離島航路などの生活交通が存続の危機に瀕しています。交通運輸分野に規制緩和が導入されて以降、概ね20年が経過する中で、地方部の乗合バスやローカル鉄道を中心に多くの路線の廃止が進みました。地方部の公共交通を中心に利用者の減少傾向が続く中、コロナによる移動の制約や行動様式、ライフスタイルが大きく変化し、全国の公共交通を取り巻く環境も深刻さを増しています。交通不便地域は、バス停から500m、鉄道駅から1km圏外の交通空白地域が可住地面積の3割超を占めるなど、誰もが、いつでも、どこへでも自由に移動する権利、いわゆる「移動権」が損なわれつつあります。地域住民の移動権を保障するためには、「公共」の役割が重要です。

交通政策基本法の理念に則り、自治体は、多様化する住民ニーズや地域特性に応じた公共交通サービスの提供主体として機能することが求められています。また、バス運転者を中心に人材不足も急速に進んでおり、喫緊の課題となっています。自治体は、安全で安心な地域公共交通を維持し、住民の移動手段を確保する観点からも、他産業に比べて低水準にある交通運輸労働者の環境改善に主体的に取り組む必要があります。

- ① 住民・利用者の生活に必要不可欠な公共サービスである地域の公共交通を維持・確保し、自治体が住民の「移動権」を確保します。
- ② 地域公共交通の活性化にむけ、交通政策専任者の配置・育成に取り組みます。
- ③ 地域公共交通政策の充実にむけ、交通基本条例(仮称)の制定に取り組みます。
- ④ 地域公共交通サービスの提供主体として「安全・安心・快適で、信頼され、必要とされる公営・公共 交通」の確立をはかります。
- ⑤ 高齢者、障害者等誰もが公共交通を利用し自由に移動できる環境をつくるため、障害者団体等との定期的な意見交換の場を設定します。
- ⑥ 住民・利用者に愛され、必要とされる公共交通であり続けるために、あいさつ・車内案内などの接遇 改善の徹底・強化をはかります。
- ⑦ 公共交通の重要な使命である安全・安心の確保をはかるため、安全対策の再点検、車両や施設の改善等をはかります。
- ⑧ 乗合バスの定時運行確保のための施策、利用者ニーズに応える路線・ダイヤの見直しなどにより、需

要の拡大に努めます。また、環境にやさしい低公害車、高齢・障害者をはじめすべての人が利用しやすいノンステップバスの導入・拡大に積極的に取り組みます。

- ⑨ 地下鉄事業に関わるコンコース等の地下鉄駅施設については、災害時における避難場所等住民・利用者の多様なニーズに対応する総合的な地域社会の拠点施設として有効に活用するよう改修を行います。
- ⑩ 路面電車事業に関わっては、LRT導入など交通まちづくりの施策推進のための新車両購入の補助や 施設改良を進めます。
- ① 地球環境保全の視点に立って、大気汚染や地球温暖化対策、違法駐車、交通渋滞対策等を中心に交通 環境改善運動に取り組みます。とりわけ、違法駐車防止条例については、条例の実効ある施策の強化を 重点に取り組みます。
- ② 大規模災害時に避難者や傷病者等の輸送を行うための交通ネットワークや、迅速に代替輸送が確保される緊急輸送ネットワークの整備を進めます。そのため日頃から自治体・交通事業者が警察・消防等と総合的に連携し大規模災害の発災を想定した訓練を実施します。
- ③ 公共交通の利用者や視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)を阻害する放置自転車対策として、 駐輪場の増設と地下鉄駅・バス停留所周辺の放置自転車を整理する要員を配置します。
- ④ 路面公共交通の走行を阻害し、重大事故を誘発する恐れのある「特定小型原動機付自転車」(電動キックボード等)や自転車の走行に関し、警察・地方運輸局・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発・啓蒙活動に取り組みます。
- ⑤ 車内・駅等での暴力行為・迷惑行為への対策として、警察等と連携し巡回や警備体制を強化するとと もに、違反行為に対する罰則についての条例化を検討します。
- ⑩ 地域公共交通を担っている事業者を切り捨てることなく、自治体が主導し、官民の連携のもとに、地域公共交通ネットワークの確立を軸としたまちづくりに取り組みます。
- ⑩ 地域の交通政策や計画の策定にあたっては、住民、事業者、労働組合などあらゆる関係者の参加する 協議会等を設置し、会議を公開するなど住民・利用者視点で取り組みます。

- ① 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の策定促進 と具体的施策への支援措置を講じるよう求めます。
- ② 地域住民の実質的な移動権を保障するため、公共交通に関する条例の制定の取り組み支援など、地域が移動を支える仕組みの構築に対する支援措置を講じるよう求めます。
- ③ 東日本大震災や熊本地震等の被災地域に対して公共交通を確保・再生するための財政措置を求めます。
- ④ 鉄道駅のエレベーターやホームドア整備、ユニバーサルデザイン化したバスやタクシーの導入に必要な予算措置を講じるよう求めます。また、市町村の公共交通施設に関するバリアフリーのマスタープランの策定に必要な支援を求めます。
- ⑤ 路面電車の延伸や新線建設、LRTの導入計画や低床式車両の導入や停留施設に関する整備などに必

要な予算の確保と支援制度を拡充するよう求めます。

- ⑥ バス事業が、高齢化の進展に対応し地域活動の基盤となるよう、事業の確保・維持や人材確保に必要な支援制度を拡充するよう求めます。
- ⑦ 人手不足が深刻化するバス運転者の労働環境を改善し、安全輸送を確保するために必要な予算の確保 と支援制度を拡充するよう求めます。
- ⑧ 車内・駅等での暴力行為・迷惑行為の取り締まり強化と罰則規定の整備を求めます。
- ⑨ 「自家用車ライドシェア」など白タクの合法化に反対します。また、「自家用車ライドシェア」と自家用有償旅客運送制度とが明確に区別されるよう、正確な情報発信を求めます。

#### Ⅳ 共生と地域文化の創造

## 政策提言 1 学校教育における分権の推進

格差社会の進行に歯止めをかけるためにも、子どもの学ぶ権利を保障する必要があり、そのためにも、教育の無償化や地域で子どもを支える仕組みづくりが必要です。また、学校は、教育機能に加えて、地域コミュニティや住民自治確立の重要拠点であり、地域の共有財産として、児童や保護者、教職員、地域住民が主体的に参画できる協議機関の設置などの環境整備が求められています。

- ① 住民自治の実践をはかる立場から、地域の実情に沿った教育振興基本計画の策定および改定を進めます。その際は、公募委員を募るなど市民(住民)参加を実現します。また、コロナ禍への対応も踏まえた計画とします。
- ② 子どもの権利条約の主旨に沿った子どもの権利条例の策定を進めます。また、障害や日本国籍の有無などに関わらず、地域の子どもは地域で学び育つことを原則とします。そのための学習環境の整備を行います。
- ③ 学校運営と地域教育への市民(住民)参加をはかるため、中学校区ごとに「地域教育協議会」、個々の学校に「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールを通じた地域づくりを進めます。また、委員は、年齢、性別、職業のバランスを考慮した幅広い構成とし、児童代表の参加についても検討します。地域代表については公募制を求めます。
- ④ 保護者・地域との協働に基づいた、学校運営の方針の策定をめざします。地域住民とともに教育目標 や活動計画等を作成し、公表・報告、学校運営・教育環境・教育成果などに関する学校評価の公表・報 告を行います。
- ⑤ 貧困の世代間連鎖を止めるために学校運営経費の拡充をはかります。また、学校運営経費の透明化をはかるため、公費予算の情報公開を進めます。公教育の無償性の原則に立ち、学校経費を保護者から徴収する場合には、徴収目的などについて説明を進めるとともに、地方自治法第210条を適用して公会計処理を進めます。とくに学校給食費の公会計化を進めます。そのために必要な制度と人員の整備を行います。
- ⑥ 学校施設が地域コミュニティの拠点となるよう多機能・複合化の施設整備を進めます。また、地域住民への開放、住民参加による管理・運営を進め、ユニバーサルデザインに立った施設の改善を進めます。 大規模改修などの校舎等の老朽化対策については、市民(住民)、学校職員の参加による協議会をつくり、改修案の策定を行います。

- ⑦ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」(2011年7月7日文部科学省)に沿って、 学校が防災の拠点として機能するよう、非構造部材を含めた耐震補強を進め、災害に強い学校をつくり ます。学識経験者等の参加による学校職員や子どもたちへの防災教育の徹底、食料や救助資材等の備蓄 や非常時通信手段の確保、学校現業職員の役割の見直しや自治会等の地域組織との連携強化をはかりま す。
- ⑧ 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、義務化された安全点検を月1回実施するなど充実をはかります。学校、家庭、地域、行政が一体となり、学校事故(授業中や部活動中)を防止するとともに、学校周辺を車のスピード30km以下に規制する「ゾーン30」に指定するなど、通学路の安全の確保(歩道と車道、自転車道との分離等)を進めます。また、学校用務員を含めた学校職員、地域ボランティアと連携して学校内外の安全確保実現の取り組みを進めます。
- ⑨ 子どもたちに、地域課題に応じたボランティア活動やNPO活動に触れる機会を提供します。
- ⑩ 高校授業料や教科書、補助教材費などの完全無償化を行い、あわせて給付型奨学金の拡充を進めます。
- ① 人口減少・少子化や市町村合併などを背景とした学校統廃合や小中一貫教育学校の導入に対しては、 行政経費節減を優先させることなく、子ども、保護者、地域の意向を尊重し持続可能な地域社会づくり をめざします。また、遠距離通学に要する費用等の公的支援を行います。
- ② 教育には高い中立性が求められることから、首長による教育への政治的介入を排します。また教育委員会の活性化をはかるため、教育長の公募制などを含む教育委員の選任方法の改善、女性委員の拡大、市民(住民)の傍聴の導入などを進めます。
- ③ 子どもの人権や意見表明権を保障するため、子どもが参加した校則の見直し、体罰禁止を徹底します。 また、指導要録、内申書など子どもの評価に関する情報は本人開示とし、異議申し立てによる変更をシ ステム化します。第三者機関として子ども人権オンブズパーソンの設置について条例化を進めます。
- ④ 教育機会の保障、学びなおしの機会の保障の観点から夜間中学校の充実をはかります。日常的な相談機能を強化するため、スクールカウンセラーなどの配置を進めます。
- ⑤ 子どもの職業能力や進路選択力を高め、同時に、健康で文化的な生活を営む権利を認識できるよう、 労働体験やものづくり体験、労働法などに関する教育を充実します。
- ⑤ 子育て支援、子どもの「心のケア」や相談を受け付ける「子どもホットライン」などの保護者と子どもの多様な相談窓口を設置し、専門機関や専門家と連携して対策を行います。
- ⑰ 地方における教育費財源と正規教職員の確保をはかります。また、会計年度任用職員の正規職員化を 行い、教育行政サービスの向上をめざします。
- ® 障害のある子どもや外国人の子どもが普通学級で学ぶ権利を尊重したインクルーシブ教育を推進します。
- ⑩ LGBTQ+など性の多様性を尊重した教育と学校運営をめざします。
- ② 教科書採択にあたっては、国による特定の教科書の強制にならないよう、広範な人々の意見が反映されるような採択システムの改善をはかります。

- ① 愛国心を強調する「改正教育基本法」の再見直しを求めます。
- ② 学習指導要領の法的拘束力をなくし、詳細な記述を改め指導要領の大綱化を進め、地域の教育課程の自主編成を可能とするよう求めます。
- ③ 学校教育、文化事業への個人、企業等の寄付行為に対する税制面での優遇措置を求めます。
- ④ 国による画一的で不透明な基準による教科書検定制度の廃止をめざし、当面は主たる教材としての使用強制をなくすとともに、検定過程の透明化を求めます。
- ⑤ 学校給食費、補助教材費、修学旅行費などの経費の公的負担の充実を求めます。また、学校徴収金の 取り扱いについて公会計化を求めます。地方自治法第210条の適用による改善を進める趣旨に沿った文 書による指導助言と必要な制度と人員の整備を求めます。
- ⑥ 教育の無償化を進めるとともに、経済的理由によって子どもの学ぶ権利が制限されないよう、学業保障のための各種援助・給付型奨学金制度の拡充を進めます。
- ⑦ 保護者が学校運営に関する行事等に参加しやすくなるよう、各種子育で休暇を含めた育児・介護休業制度の拡充と各種制度の利用促進にむけた周知活動を求めます。
- ⑧ 学校運営の民主化を進めるため、学校教育法施行規則を改正し、学校における会計年度任用職員も含めた全員が職員会議に参画し、学校運営の意思決定に参画できるよう改善を求めます。
- ⑨ 「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)第13条」の趣旨を徹底し初等・中等・ 高等教育の漸進的な無償化および奨学金制度、教職員の物質的条件の改善にむけて国内法の整備を求め ます。
- ⑩ 35人学級の小学校での導入にむけた環境整備を進めるとともに、中学校への拡大やさらなる少人数教育の早期実現を求めます。また、学校週5日制の維持を求めます。

#### IV 共生と地域文化の創造

## 政策提言 2 食育と学校教育

地産地消、食生活の多様化や食の安全(アレルギー性物質や放射性物質検査等を含む)への関心の 高まりなどから、学校における食育の充実は重要性を増しています。おいしく安心・安全であること はもとより、健全な発育と生涯を通じた健康の維持に欠かせない正しい食習慣を身につけるために も、バランスのとれた献立、伝統料理の普及や残渣問題への対応などの実践が求められています。ま た、学校での食育と同時に家庭に対する食育支援を行っていくことも必要です。

- ① 食育の重要性を再認識し、地域において各種取り組みを推進していくために、食育基本法に定められた「市町村食育推進計画」をすべての自治体で策定します。
- ② 地域の食文化(とくに伝統行事における食)の継承に配慮した献立の研究を推進します。また、地域の生産者と連携し、安全な地産地消による食材・食品の消費を進めます。
- ③ 食材の安全性の確保のため学校現場での点検体制(放射性物質、遺伝子組み換え、残留農薬等)を確立します。地元の食材に親しむ地産地消を基本とし、画一的、独占的な調達によることなく、食材供給の多様化を進めます。
- ④ 食生活改善を促進するため、食生活指針を活用した食育を実施します。
- ⑤ 食育の推進にあたって、調理員、栄養士、教諭の連携を進めます。身近にある調理現場を拠点に給食 を通じた食育が効果的なものとなるよう、単独自校調理方式を推進します。
- ⑥ 学校給食用の食材等については、地域関係者(食品納入には無関係であること)や保護者、調理員、 栄養士などによる食品選定委員会(仮)を設置し、安全性や品質を重視して選定します。
- ⑦ 地方自治体において食育および食育推進を一元的に管理する担当職員の配置と「食育センター(仮 称)」の設置を進め、学校・地域・家庭における食育活動を推進します。
- ⑧ ゆとりある食事時間の確保や、給食を通じて交流ができるランチルームを確保します。あわせてアトピー、アレルギー、障害児童生徒、宗教に配慮した献立を確立します。
- ⑨ 安全で適切な食習慣を保つため、有害性が疑われる食器は使用せず、陶器、強化磁器、漆器、はし、 ナイフ、フォーク、スプーン等、献立にあわせて選択使用します。
- ⑩ 安全かつ衛生的な施設設備を確保するため、調理室はドライシステムを導入します。また、環境と人体にやさしい石けん洗剤を使用します。
- Ⅲ 高齢者・障害者への「福祉給食」の実施、親子料理教室の開催、放課後児童クラブや児童館などへの

休日等の給食提供、子ども食堂との連携・協力など、学校の給食提供機能を地域コミュニティのために 活用します。

- ② アレルギー対応食の経費を含む、学校給食費の無償化を進めます。
- ③ 栄養教諭の配置を進め、子どもと家庭への栄養教育・指導を充実します。
- ④ 災害時における給食提供や炊き出し用備蓄品などの器具・機材設置を推進します。また、学校給食調理員を各自治体の防災計画上における組織体制の一員として位置づけ、災害時に迅速な対応ができるよう体制整備を進めます。
- ⑤ 給食が実施されていない小中学校においては、準要保護生徒の救済策として、自治体独自の援助制度 を設けます。
- (b) ノロウイルスなど食中毒発生時の対応マニュアルを作成し、安全管理を徹底します。

- ① 適正な食・食生活が身につけられるよう、実践的な食育推進活動の展開を求めます。また、「食育推進計画」の策定がされていない自治体への支援を求めます。
- ② 食品の安全を確保するため、より一層の情報公開を進めるとともに、給食用食材の生産・流通経路が特定できるようなシステムの構築を求めます。
- ③ 教育無償化の一環として、アレルギー対応食の経費を含む、学校給食の無償化を求めます。
- ④ 学校給食用食材の放射性物質検査に関する指針の策定を求めます。
- (5) 調理員等のノロウイルスの検査費用に対する財政支援を求めます。

## Ⅳ 共生と地域文化の創造

# 政策提言 3 社会教育・スポーツ・文化

地域の中で市民(住民)がより豊かに、充実した生活を送る上で、学校以外のさまざまな場における社会教育が果たす役割は増しています。また、人生100年時代ともいわれる中で、生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりにつながる生涯スポーツはますます重要となっています。さらに、地域の歴史や伝統を継承し、芸術を振興することで地域活性化をはかる観点から、文化行政の重要性が高まっています。

- ① 社会教育・文化・スポーツ施策の推進にあたっては、協議会や運営審議会を設置するなどして、常に 市民(住民)の意見を積極的に反映します。
- ② 社会教育主事、司書、学芸員など、施設の専門職員を積極的に配置し、専門性の強化をはかります。
- ③ 「いつでも・どこでも・だれでも」社会教育施設の機能が利用できるよう、ICTを活用した学習環境の整備(講座情報の提供、施設利用や事業参加の予約、図書館資料の検索・予約、博物館資料のデータベース化など)をはかります。
- ④ 社会人に対する教育の機会拡充ならびに均等をはかるため、大学や民間の教育機関等の受講・利用に 対する公的助成の拡充、大学コンソーシアムなど地域の教育資源の充実をはかります。
- ⑤ 公民館をはじめとする社会教育施設は、地域課題に応じて、市民(住民)のエンパワーメントにつながる学習機会を提供し、地域住民が集い交流できる拠点施設とします。
- ⑥ 図書館は、日常生活や仕事、学校教育、社会教育などあらゆる場面での課題解決支援をはかるべく、幅広く資料を収集・蓄積し、地域のシンクタンクとして情報提供機能の充実をはかります。そのために図書館司書の体制強化と育成を進めます。
- ⑦ 博物館施設は、地域の文化拠点、社会教育拠点として、市民(住民)や来訪者に親しまれる施設を志向するとともに、資料収集、保存、展示、研究などの活動がバランスよく、継続・安定的に行われるよう努めます。
- ⑧ 健康の維持・増進にむけてスポーツの啓発・普及に努めるとともに、年代や障害の有無などに関わらずスポーツを楽しめるように、地域のスポーツ施設の整備を進めます。
- ⑨ 施設の管理運営のあり方検討にあたっては、コスト論に偏ることなく、指定管理者制度導入による弊害も十分踏まえ、行政責任を果たしうる形態を追求します。
- ⑩ 地域の文化活動や文化交流に関する考え方を定めた「文化振興条例」を制定します。

- ① 芸術・芸能の振興をはかるため、地域行事や文化イベントの実施、文化団体や文化事業への公的助成を行うなどの取り組みを進めます。
- ② 施設の建設・改修を行う際には、構想の段階から市民参加型の企画審議を行い、地域社会と融合した 施設づくり、市民(住民)に愛される施設づくりを進めるとともに、保育室の設置や段差の解消など、 バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をはかります。

- ① 自治体における施設の管理運営形態の選択は自治体の主体的な判断によるものであり、指定管理者制度の導入を促すなど、不要な指導・助言は行わないよう求めます。
- ② 大学・大学院等の社会人特別選抜枠の拡大、夜間課程の維持・拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育の拡充など、生涯学習社会に対応する高等教育施策の充実を求めます。
- ③ 有給教育休暇制度を定めた I L O 140 号条約の批准を求めるとともに、大学・大学院での学習・研究も含め、高度な専門知識が得られる研修・教育機会の保障にむけた制度の整備を求めます。
- ④ 国民体育大会(国民スポーツ大会)を廃止し、スポーツ・レクリエーション祭、身体障害者スポーツ 大会と統合した「生涯スポーツ祭典」に改革するよう求めます。
- ⑤ 芸術・文化の施策にかかる政府予算の充実を求めます。
- ⑥ 文化芸術団体等が地方自治体と共催して文化イベントを実施するなど、首都圏に集中している文化芸 術の鑑賞機会や文化関連産業の活動を地方に広げていくための施策実施を求めます。
- ⑦ 地域のアイデンティティを守っていくために、地域の伝統芸能・芸能の継承を支援する施策の実施を求めます。

## Ⅳ 共生と地域文化の創造

## 政策提言 4 平和を創造する

日本は、憲法9条のもとで、専守防衛政策を原則とし、平和国家として世界に貢献してきました。 しかし、自民党政権は、憲法違反の安全保障関連法を成立させ、「集団的自衛権」の行使容認に踏み 切りました。さらに自民党は、憲法9条「自衛隊」加憲案などの「改憲4項目」を提起しています が、その内容は、日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重、議会制民主主義などの基本 的原理を変質させる危険なものになっています。「戦争のできる国づくり」を許さない立場で憲法の 平和主義を踏まえ、日米安保・日米地位協定・自衛隊の抜本的な見直し、および在日米軍基地の縮 小・撤去を強く求めなければなりません。

日本にある米軍施設の約70%が集中する沖縄において、辺野古新基地建設をめぐり、国と県の対立が続いています。国のとっている強硬な姿勢は、分権・自治の理念を真っ向から否定するものであり、基地の撤去を求める民意に反する暴挙であり到底容認できるものではありません。普天間基地の即時返還を求めるとともに、辺野古新基地建設の撤回および国外移設を求める取り組みを進めます。

自治体がすべての市民(住民)の生命・財産を守るという視点から、「自治体平和条例」制定や「非核平和条例」制定など、平和行政・平和政策の推進に取り組みます。

#### <平和創造>

- ① 非核自治体宣言、アジアを中心とした国際平和交流・平和教育の推進などを盛り込んだ「平和自治条例・平和都市条例」を制定し、自治体平和政策の展開と、具体的実施体制の整備を進めます。
- ② 米軍基地に経済、雇用などを依存しないまちづくりを進めます。
- ③ NGOなど、グローバルなネットワークと提携し、自治体間の国際平和交流を進めます。また、「非核宣言自治体協議会」や、広島・長崎両市が設立した「平和首長会議」へ参加します。
- ④ 周辺事態法第9条「自治体・民間への協力要請」による戦争協力に反対し、市民生活の優先を確保します。
- ⑤ 外国艦船による港湾施設の軍事利用に歯止めをかけるために、非核証明書の提出を求める議会決議・ 条例づくりを進めます。
- ⑥ 米軍の活動を点検し、その行動が、地域住民の安全や生活を脅かさないように、情報の公開をはじめ として自治体が責任をもって監視する体制づくりを進めます。
- ⑦ 安全性に問題があるとされている米軍機オスプレイの飛行訓練に関する監視の強化と、オスプレイの

配置撤回と訓練中止についてアメリカに申し入れるよう、国に対して働きかけます。

- ⑧ 日米地位協定の抜本改正を求める議会決議に取り組みます。
- ⑨ 国民保護計画の改定にあたっては、基本的人権の保障や情報の公開、社会的弱者への配慮などが盛り 込まれたものとするとともに、計画改定にあたる国民保護協議会については、労働組合代表や市民代表、 人権擁護団体関係者を含めたメンバーとします。
- ⑩ 強制連行・強制労働、「慰安婦」など日本の植民地支配・戦争に関する実態調査に取り組むとともに、 正確な歴史認識に基づく教科書の採択などを行います。
- 「日の丸・君が代」の強制は行わず、思想・信条の自由を守ります。

- ① 日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、非核三原則の法制化と防衛予算の削減を求めます。
- ② 日米地位協定をボン協定に準じて抜本改定し、基地内の環境汚染、騒音、調査・立ち入りや犯人引き渡しなどについて自治体の異議申し立て権を認めさせるよう求めます。
- ③ 現状を憲法に近づける取り組みを強めるため、(ア)普遍的安全保障原則の明確化と日本の参加のあり方、(イ)自衛隊の段階的縮小・改組、非核三原則、文民統制、徴兵制の禁止、武器輸出禁止の明文化を 骨格とする「平和基本法」の制定を求めます。
- ④ 防衛計画の大綱については軍事力によらない安全保障政策への転換を求めます。とりわけ紛争地域における平和実現にむけては、武力に頼らない外交努力(調停・斡旋等)を追求するよう求めます。
- ⑤ PKO協力法を抜本的に見直し、非軍事・文民・民生を原則とする自衛隊とは別の組織を創設することを求めます。
- ⑥ 日米安保条約を根本的に改定し、経済・文化を基盤とする平和友好条約への転換を求めます。
- ⑦ 米軍基地の整理・縮小・撤廃を求めるとともに、平和・自立・共生、アジアとの国際交流都市・沖縄 の実現を求めます。
- ⑧ 普天間基地の即時撤去・返還、辺野古への新基地建設の撤回を求めていきます。また、在日米軍による日本国内でのあらゆる演習・訓練に反対し、とりわけ、オスプレイなどの低空飛行訓練の即時停止を 米軍に申し入れるよう求めます。
- ⑨ 中国や韓国、北朝鮮と日本の共通の歴史認識を形成するため、共同の歴史調査を行うよう求めます。 また、朝鮮半島に対する植民地支配の清算とともに、北朝鮮に対しては日朝平壌宣言に基づき、拉致事件の解決を求めます。
- ⑩ すべての核実験・未臨界実験に反対し、「核兵器禁止条約」の批准とともに、条約発効にむけて各国に対する署名・批准の呼びかけなど、被爆当事国にふさわしいリーダーシップを発揮するよう求めます。

#### <国際協力活動>

#### 【自治体】

- ① 国連機関をはじめとする国際機関への自治体職員の派遣と研修生の受け入れを積極的に実施し、自治体職員が持つさまざまな技術・ノウハウを国際協力に生かします。
- ② ODAは当該国の自立支援に重点を置き、「人間の安全保障」に基づく自治体ODAを実施します。
- ③ 地方公務員海外派遣法に基づき、国際協力活動に参加する自治体職員の身分保障と労働条件確保のための条例を制定し、自治体職員が活躍できる環境を整備します。その場合、派遣対象を公的な機関に限定せず、幅広くNGOなどにも拡大します。
- ④ 国際機関のみならず、NGOや市民レベルでの国際協力の先進的な事例に学び、自治体職員が幅広く 国際協力について認識を深められるよう、支援・相互理解の取り組みをはかります。

## 【国に対して】

① ODAの目的、情報公開、実施の手続きの明確化をさらに強めることを求めます。

#### Ⅳ 共生と地域文化の創造

## 政策提言 5 差別をなくし人権を守る

すべての人が、地域の中で個人として尊重され、安心して自分らしくくらすためには、すべての人の人権が保障され、差別のない社会をつくることが重要です。しかし、外国人差別やヘイトスピーチ、部落差別、性差別など、偏見と排外主義による差別は後を絶ちません。また、障害者や生活保護受給者への差別といった弱者切り捨ての思想も蔓延し、インターネットを介して拡散されています。これらは、日本社会での不寛容さの高まりや、人権意識の低下によるものといえます。ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、障害者差別解消推進法を実効あるものとするためには、自治体での具体的な取り組みが必要です。あわせて、あらゆる差別を解消するため、包括的な差別を禁止する法の制定が求められます。

#### <人権政策>

- ① 地域における人権保障・人権教育・啓発などを総合的に推進し、自治体を「地域の人権保障機構」として確立します。なお人権条例の制定、行政機構の整備、基本方針・計画の策定等も検討します。また、職員に対する人権研修を推進します。
- ② 「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別解消にむけた施策を実施します。
- ③ 自治体における人権教育・啓発基本計画を策定します。すでに策定している自治体は、より実効ある ものにするため、人権教育施策の実施と権利擁護機関の設置を進めます。
- ④ あらゆる差別の撤廃と人権尊重のまちづくりにむけて、啓発活動の強化や人権侵害に対する相談窓口の整備、学校等での人権教育の充実をはかります。
- ⑤ 就職差別、結婚差別の撤廃のために、統一応募用紙の使用を徹底し、差別につながる身元調査が行われていないか確認します。また、地域の企業に対する人権研修・啓発などの具体的施策を進めます。
- ⑥ 個人情報の大量売買などを目的とした戸籍等の不正取得防止のため、事前登録型本人通知制度を条例 化します。
- ⑦ 子どもの権利条約の批准を受けて、自治体での条約精神の啓発に努め、「子どもの意見表明権」を踏まえた自治体施策の立案・実施をはかります。
- ⑧ 子どもに対する精神的・肉体的・性的虐待の防止と子どもの保護に関する積極的施策を進めます。
- ⑨ エイズやハンセン病などの諸疾病に対する正しい知識の普及に努め、HIV感染者やハンセン病患者・元患者などへの差別・偏見を解消し、ともに生きる社会環境の創造のための施策を進めます。

⑩ LGBTQ+の人たちが差別的取り扱いやハラスメントを受けることのないよう、自治研作業委員会報告書「LGBTQ+/SOGIE自治体政策」を活用しながら、人権が尊重される環境の整備を進めます。

## 【国に対して】

- ① 日本政府がいまだに批准していない「女子差別撤廃条約選択議定書」、「移住労働者等権利保護条約」など人権に関する諸条約の早期批准を求めます。
- ② 「人権教育のための世界プログラム」や人権教育啓発推進法を踏まえ、人権教育・啓発の推進を求めます。
- ③ 携帯情報端末機器の発達やSNSなどのネットワークサービス発展に伴い、急速かつ広範囲に人権侵害が引き起こされるなど、人権侵害の形態が多様化・深刻化している現状に対応するためにも人権救済機関の設置は急務であり、「人権侵害救済法(仮称)」の早期成立を求めます。
- ④ 子どもの権利条約の批准を踏まえ、関係国内法の改正を求めるとともに、依然残っている非嫡出子、 無国籍児への差別的取り扱いの撤廃を求めます。
- ⑤ 子どもの権利を守るため、18歳未満を対象とした買春や児童ポルノの頒布などを禁止する「児童買春・児童ポルノ処罰法」の周知と啓発をさらに進めるよう求めます。
- ⑥ 「先住民族の権利に関する国連宣言」および「アイヌ民族を先住民族とする国会決議」を踏まえ、アイヌ民族の権利を確立することを求めます。
- ① エイズやハンセン病などの諸疾病に対する正しい知識と予防対策の普及・徹底を求めます。また、H I V感染者や元ハンセン病患者などへの差別・偏見を解消し、ともに生きる社会環境の創造のための施策を求めます。
- ⑧ LGBTQ+への社会的偏見・差別をなくすため、関係法制度の改正、同性パートナー間の財産(移 譲や相続)に関する権利拡大や、教育・雇用・労働などにおける権利を護るためのガイドラインの策定 などを求めます。
- ⑨ 東京電力福島第一原発事故に伴う放射能被害を背景とした福島県民への差別を許さないため、啓発活動の強化とともに、子ども・被災者支援法に基づく各種支援の充実などを求めます。

#### <外国籍市民(住民)>

#### 【自治体】

① 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第4条に基づき、 人種等を理由とする差別の撤廃を実現するため、自治研作業委員会報告書「自治体から発信する人権政 策~すべての人権差別の撤廃に向けて~」と「逐条解説」を活用し、人種差別撤廃条例を制定します。

- ② 他国の人々を誹謗中傷する憎悪表現・差別表現(ヘイトスピーチ)の撲滅にむけ、議会で意見書の採択や条例化を行うなど、適切な対応に取り組みます。
- ③ 外国籍市民(住民)との共生をめざし、啓発や人権教育を強化します。また、差別事件が起きた場合は迅速に対応し、その救済に努めます。
- ④ 文化の相互理解の促進と多文化共生のまちづくりのため、外国籍市民(住民)が参画する地域の各種 事業の実施など、市民(住民)の自主的取り組みを支援します。
- ⑤ 外国籍市民(住民)が自治体の行政サービスの内容や各種手続きについて理解できるように、わかり やすい日本語や多言語でのパンフレットの設置、多言語によるホームページやコミュニティ放送などで の情報発信を行うとともに、多言語に対応できる相談体制を確立します。
- ⑥ 合法的就労かオーバーステイあるいは資格外就労かの区別を問わず、外国人労働者の人権を保障する 観点から、労働相談や情報提供を行います。
- ⑦ 外国籍市民(住民)への入居差別をなくすよう、不動産業者、賃貸人への啓発を行い、条例を制定し、 入居者を支援する仕組みを導入します。また、外国籍市民(住民)に優先的に賃貸する事業者を支援し ます。
- ⑧ 外国人労働者を社会保険に加入させるよう、事業主への指導を行うとともに、社会保険加入資格のない外国人労働者などは国民健康保険に加入するよう啓発を行います。
- ⑨ 1982年に国民年金法の国籍条項が撤廃されたときすでに20歳以上であった障害者、60歳以上であった 高齢者は障害基礎年金、老齢基礎年金の受給資格がないままに放置されています。これらの人びとに対 する自治体独自の救済策を講じます。
- ⑩ 「子どもの権利条約」に基づき、外国籍市民(住民)の児童が日本の学校で学ぶ権利を認め、自らの 民族・アイデンティティを育むための日本語教育、母語・継承語教育を含めた教育体制を確保するとと もに、外国籍市民(住民)への情報提供を行います。外国人学校・国際学校・民族学校を支援します。
- ① 地方公務員採用の「国籍条項」を撤廃し、外国籍市民(住民)に周知をはかるとともに、採用後も差別的取り扱いをしないよう改善を求めます。
- ② 川崎市外国人市民代表者会議などのように、外国籍市民(住民)が施策に意見反映し、まちづくりに 参画できる仕組みづくりを進めます。
- ③ 外国籍市民(住民)の自治体の各種審議会への積極的登用を進めます。

- ① 国連の人種差別撤廃条約を踏まえた、外国人に対する差別を禁止する「差別禁止法(仮)」を制定するとともに、自治体、国民に広く啓発活動を行うよう求めます。
- ② ヘイトスピーチ解消法については、より実効性の高いものとし、人種差別撤廃にむけた包括的な法規制とすることを求めます。
- ③ 外国籍市民(住民)が地方参政権(選挙権、被選挙権を含む)を行使できるように、地方自治法・公

職選挙法などの法改正を求めます。

- ④ 在留カードの常時携帯・提示義務の廃止、罰則規定の削除を求めます。また、制度改正により、住民 基本台帳に登録されない外国籍市民(住民)の住所が記録されるよう適切な対応を求めます。
- ⑤ 歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人、中国人への無条件の永住保障、強制退去・再入国許可制度の適用除外と、年金・就職などの生活権を保障するための法・制度の改革を求めます。
- ⑥ 低賃金労働や人権侵害を招かないよう外国人技能実習制度について実態を十分に検証しながら、抜本的に改革するよう求めます。
- ⑦ 朝鮮学校への「高校無償化」制度適用を求めます。
- ⑧ 朝鮮学校学生への独自支援の継続および、未支援の自治体への支援即時実施にむけて取り組みます。

### IV 共生と地域文化の創造

# 政策提言 6 男女平等参画の推進

誰もが性別に関わりなく、まちづくりや政策決定過程に参画することは、多様性や活力のある地域を実現する上で重要なことです。しかし、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス(無意識の思い込み、偏見)、LGBTQ+に対する偏見や差別などにより、自分らしく尊厳をもってくらし、個性や能力を発揮することが難しい状況が残っています。国際的にみても、2022年に世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で日本は146ヵ国中116位と先進国中最下位となっており、とくに政治・経済分野での男女間格差が指摘されています。格差を解消し、ジェンダー平等の社会を実現するために、地域での具体的な取り組みが求められています。

# 【自治体】

#### <政策・方針決定過程への女性の参画の推進>

- ① 男女共同参画社会基本法の理念に基づき、実効性ある男女平等参画条例・行動計画を策定します。
- ② 自治体の男女平等参画行動計画の達成状況について、広く市民(住民)に情報公開するとともに、審議会等で定期的に評価・検証を行います。
- ③ 「第5次男女共同参画基本計画」では、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」とされています。これに基づき、自治体管理職に積極的に女性を登用するとともに、企業・事業所等にも女性の登用を求めます。あわせて、そのための人材育成研修、企業への支援など、具体的な対策を講じます。
- ④ 各種審議会・委員会等への女性の登用を進め、登用率の当面の最低目標値を30%とし、最終的には50%をめざします。その達成状況は毎年公表し、女性登用が進まない審議会・委員会等については改善策を検討します。また、広く市民(住民)が参画できるよう、審議会・委員会等委員の公募枠の拡大に努めます。

#### <男女平等参画社会の実現>

- ⑤ 農林水産業分野における男女平等参画を推進するため、第5次男女共同参画基本計画を活用しながら、 それぞれの地域の特性を踏まえた取り組みを男女平等参画計画に盛り込み、着実な実践をはかります。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企 画競争方式)においては、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進 法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定(えるぼし認定等)の取得企業)などを優先します。
- ⑦ 「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、一層の機能充実をはか

ります。

- ⑧ 就業を希望する女性の就業機会拡大のための職業訓練、職業紹介を拡充します。また、女性労働相談 窓口を設置し、働く女性からの相談に対応します。
- ⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく特定事業主行動計画を 着実に実行するとともに、企業等における一般事業主行動計画の策定等を支援します。また、行動計画 に定める女性の活躍推進に関する取り組みについては、非正規労働者もその対象とします。
- ⑩ 性別に関わらず一人ひとりの個性や能力を発揮することができるよう、固定的な性別役割分担意識や 性差に関する偏見をなくすための啓発や研修事業に取り組みます。
- ① 政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要であることから、「政治分野における男女共同参画推進法」に基づき、実態調査や情報収集、啓発のほか、女性模 擬議会の開催やハラスメント防止研修などの環境整備を行います。

#### < LGBTQ+など性の多様性の尊重>

② LGBTQ+などのカップルにおける「結婚に相当する関係」として、さまざまな公的サービスや社 会的配慮を受けやすくなる「パートナーシップ制度」の導入をめざします。

### 【国に対して】

- ① 男女雇用機会均等法の見直しにあたっては、名称を「男女雇用平等法」とし、法の理念に「仕事と生活の調和」を明記することと、法の目的に記された「男女の均等な機会および待遇の確保」に賃金の男女均等取り扱いが含まれることの明確化を求めます。
- ② 女性活躍推進法の法の目的に、法が女性差別撤廃条約の理念に基づくことを明記するとともに、内容の拡充を求めます。
- ③ 国内法を整備し、ILO111号条約(雇用と職業における差別待遇の禁止)、ILO171号条約(夜業禁止)、ILO175号条約(平等なパートタイム労働)、ILO183号条約(母性(親性)の保護)、ILO189号条約(家事労働者)の早期批准を求めます。
- ④ 選択的夫婦別姓制度の導入にむけた民法の改正を求めます。
- ⑤ 性やライフスタイルに中立な税・社会保障制度の確立を求めます。
- ⑥ 「政治分野における男女共同参画推進法」の成立を受けて、政治分野における女性参画をより積極的 に推進するため、クオータ制(割当制)の導入へむけ法整備を求めます。

# Ⅳ 共生と地域文化の創造

# 政策提言 7 女性への健康支援と性暴力への対応

生涯を通じての女性への健康支援と、さまざまな人々に対する人権を無視したあらゆる暴力をゆる さない社会づくりが必要です。セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、 性暴力、ドメスティック・バイオレンスの被害発生の予防と対策が求められており、自治体だけでな くNPOや関係団体との連携、協力のもと、社会啓発などを一層強化することが必要です。

### 【自治体】

#### <女性への健康支援>

- ① 女性が自分の健康状態について自己管理し、性的自己決定権を行使できるよう、女性への健康教育、性と生殖に関わる健康相談・支援窓口を設置し、情報や知識を提供します。
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、企業等に対して不妊治療時の仕事と治療の両立ができる環境の整備を求めます。
- ③ 学校教育における性教育、職場研修や広報等を通じて、性感染症等、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の普及に努めます。また、感染症予防の総合的な推進をはかるため、正しい知識の普及啓発および教育に努めるほか、保健所等における検査・相談体制の充実をはかります。

#### く女性への暴力>

- ④ 配偶者暴力相談支援センターの設置にむけて取り組みます。また、業務の実施体制を整備・拡充し、 母子生活支援施設・女性相談所・福祉事務所・保健所・地域の支援団体等との十分な連携をはかります。
- ⑤ DVなど女性に対する暴力の防止にむけた啓発を強化します。
- ⑥ DVの再発防止のため、加害者に対する更生プログラム等の充実やリスクアセスメントの実施を求めます。
- ⑦ 職場や地域におけるハラスメント防止対策の強化のため、セミナー等を開催し、さまざまなハラスメントに対する認識を深めます。
- ⑧ 相談窓口の拡大をはかるとともに、相談員や関係職員の育成を進めます。警察などの関係機関とも連携し、被害者に対するケアの充実をはかります。
- ⑨ 人身売買につながる性の商品化や、女性が買春の被害者とならないよう、買売春の根絶のための啓発活動を行います。また、女性や子ども、LGBTQ+をはじめとした性的マイノリティに対するあらゆる暴力・差別・人権侵害の防止にむけて、教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の対応者側への研修や情報提供を行うとともに、必要な相談体制を整備します。さらに、売春

防止法の改正により、婦人相談員の非常勤規定が削除されたことを踏まえ、相談にあたる職員を正規職員として任用し、相談体制の質の向上をはかります。

⑩ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置し、性犯罪・性暴力に対する予防教育を関係機関が連携して取り組むよう改善をはかります。

### 【国に対して】

#### <女性への健康支援>

- ① 更年期における障害について適切な情報提供、相談機関の整備、医療機関への受診の勧奨、研究の推進、予防対策などの充実をはかるよう求めます。
- ② 妊娠初期から出産までの検診の無料化を求めます。また、事業主には妊産婦のための保健指導、健康診査を受診するために必要な時間を確保する義務があることについて、一層の周知を求めます。
- ③ 子育て支援と安全な出産のため、妊娠・出産にかかる費用について健康保険の適用とし、出産育児一時金は廃止を求めます。診療報酬の設定などのため、現在の分娩に関する実態把握や費用の検証を行うよう求めます。
- ④ 刑法の堕胎罪の廃止を求めます。
- ⑤ 不妊治療の公費助成の拡大を求めます。

#### く女性への暴力>

- ⑥ あらゆる暴力とハラスメントの根絶にむけて、ハラスメントの禁止規定を盛り込んだ国内法の整備を求めます。
- ① 配偶者等からの暴力およびあらゆるハラスメント、性暴力の被害者に対する支援体制の充実をはかるよう求めます。また、再発防止や被害を未然に防ぐため、リスクアセスメントの実施や加害者に対する 更生プログラム等の充実をはかるよう求めます。

### Ⅳ 共生と地域文化の創造

# 政策提言 8 ワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働を是正し、仕事と育児や介護とを両立できるようにするために、男性も女性もともに ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現することが喫緊の課題です。一人ひとりがや りがいと充実感を持ちながら働き、同時に生活(家庭)においてもそれぞれのライフステージに応じ て多様な生き方ができる社会システムの構築が求められています。

- ① 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」と「行動指針」の趣旨を踏まえ、具体的な数値目標や工程表を設定し、達成状況について定期的なフォローアップを行います。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現にむけ、年次有給休暇の完全取得を促進します。
- ③ 職業生活と地域・家庭生活の両立支援にむけた制度などの情報提供、普及啓発活動を総合的に促進します。
- ④ 働き方改革関連法を踏まえ、時間外労働の上限規制を遵守し、長時間労働の是正をはかります。
- ⑤ 育児・介護を担う労働者の深夜業免除・時間外労働制限(月24時間年150時間)・休業などについて、 周知・啓発・指導を強化します。
- ⑥ 育児・介護休業制度の普及啓発資料の提供と制度利用の促進および休業期間中の生活資金融資など、 生活の安定のための条件整備を促進します。
- ⑦ 男性の育児休業取得率2025年30%の政府目標達成をはかるため、育児休業制度の取得を促進し、職場全体での仕事と家庭の両立支援の意識の向上にむけて、「イクボス宣言」などの取り組みを促進します。
- ⑧ 男性の家事・育児参加に関する意識を高めるため、市民(住民)対象の講座・講演会の開催など啓発 活動を行います。
- ⑨ ファミリーサポートセンター事業や子育て世代包括支援センターの整備など、地域における育児支援 制度の促進をはかります。
- ⑩ 疾病や障害を抱える労働者が治療と職業生活の両立をはかることができるよう、事業所等に対し環境整備を求めます。
- ① 不妊治療を受ける労働者が仕事と不妊治療の両立ができるよう、不妊治療への理解を促進し、必要な情報提供を行います。

- ① すべての人の仕事と生活の調和のため、時間外労働の上限をさらに引き下げ、抜本的な長時間労働の 是正を求めます。
- ② 生活時間が確保されるよう、労働時間の上限規制の厳守や労働契約で定めた労働時間を遵守させるよう求めます。
- ③ 育児・介護を行う労働者(非正規含む)に対し、仕事との両立がはかれるよう、休暇の取得要件や日数の拡大、取得対象年齢の見直しなど、現行制度の拡充を求めます。
- ④ 介護休業取得者の休業中の社会保険料徴収について、少なくとも本人負担分を免除するよう求めます。
- ⑤ 育児・介護休業中の所得保障として、育児休業給付金および介護休業給付金の引き上げおよび期間の 拡充を求めます。
- ⑥ 有期雇用者についても「厚生労働省指針」に基づいて、育児・介護休業法の対象者とするよう、事業 主に啓発・対策を実施するよう求めます。
- ⑦ 第5次男女共同参画基本計画に盛り込まれた男性中心型労働慣行の見直しについて具体策を講じるよう求めます。
- ⑧ 男性の育児参加、育児時間、育児休業取得について具体的な促進策を求めます。
- ⑨ 次世代育成支援対策推進法について、一般事業主行動計画および特定事業主行動計画の策定の推進、「子育てサポート企業認定(くるみん認定)制度」、「特定認定(プラチナくるみん認定)制度」および「トライくるみん認定」の普及・拡大を求めます。
- ⑩ ひとり親家庭の求職者に適合する雇用開発、就労あっせん、福祉相談に取り組み、職業能力開発、職業訓練および受講期間中の職業訓練手当の支給により、生活の安定をはかります。
- ① 児童手当について所得制限の撤廃をはじめ、抜本的拡充を求めます。
- ② 児童扶養手当の一部支給停止(減額)措置の廃止や支給回数を増やすなど、制度の改善を求めます。 また、子育て・生活支援や職業訓練等、自立支援策の強化など、ひとり親世帯への支援策のさらなる充 実を求めます。
- ③ 仕事と不妊治療の両立に必要な休暇制度などの新設を求めます。

# 政策提言 1 地域防災計画の見直し

国内各地で毎年のように豪雨、台風、地震、火山噴火等の自然災害が発生し、住民の命や財産、インフラなどに甚大な被害を与えています。過去の災害を教訓とし、今後の災害に備えるために、自治体、市民(住民)、地域コミュニティ、NPOなどが日常的に連携できる防災体制の構築と、地域の実情を踏まえた防災対策が重要です。

その基盤となる地域防災計画の策定にあたっては、地理的条件や気候条件、ライフライン、交通網、地域コミュニティの形態などさまざまな角度から地域の特性を把握・分析し、市民(住民)の意見を反映するとともに、必要に応じて見直しを行い、実際の災害発生状況に即した訓練を行うなど、実効性のある計画にする必要があります。

### 【自治体】

#### <防災計画の具体化>

- ① 自治体・事業者・住民が協働し、防災対策に取り組むために、災害対策基本法に基づき、自治体ごとに防災会議を設置します。防災会議では、市民参加のもとで地域実情にあった地域防災計画づくりと見直しを進め、コミュニティの防災力の向上を進めます。また、自治体間および民間事業者等との間で災害時応援協定を締結し、被災時に迅速に対応できる支援と受援の体制を強化します。
- ② 地域のつながりを防災活動や災害からの復旧・復興に活かすため、地域コミュニティを基盤として自主防災組織を結成し、活動が活性化するよう組織を育成・支援します。
- ③ 住宅密集地区における災害発生時のシミュレーションの実施、高齢者や障害者などの災害弱者対策など、通常時から、まちづくりと防災の観点で住民参加による「事前復興」の取り組みを進めます。
- ④ 子ども、障害者、高齢者など災害への対応力が弱い人たちの避難や、生活環境の変化にも考慮し、避難行動要支援者名簿の策定・活用を通じて、効果的な避難訓練、避難所運営に取り組みます。また、外国籍市民(住民)などを対象にやさしい日本語や当該言語による啓発、災害時の対応を準備します。
- ⑤ 災害履歴や地盤情報、被災予測などを掲載したハザードマップについては、最新の情報に基づき、適 宜、改定して、地域住民に情報提供します。
- ⑥ 地域防災計画づくりなどすべての場面にジェンダーの視点を盛り込み、多様な人々の参加を進めます。 **〈防災インフラの整備〉**
- ⑦ 医療・福祉施設や各種事業者などと、医療・福祉サービスの継続や物資支援なども含めた連携を強化します。また帰宅困難者対策については、コンビニやガソリンスタンド等と協定を締結し、一時滞在場

所や食料品、トイレ等の確保をめざします。ガソリンなどの燃料については、災害発生時に避難所や公 的機関に必要な量を供給できるように、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、それに必要なガソリン スタンドの設備改修等に対して費用を補助するシステムづくりを行います。

- ⑧ 大規模災害時には、停電や通信不通が発生する可能性があり、携帯電話などの情報機器を使用した情報収集が困難になることが想定され、これらの状況に対応できる情報収集能力を平時から確保し、市民(住民)等に迅速・精確な情報を提供できる体制・システムを構築します。また、市民(住民)、NPOなどと連携し、情報収集できない場合でも、どのように避難するかを想定した実践的訓練を行います。
- ⑨ 公園や農地、空地、自然環境などの空間の保全を災害対策の観点から強化します。公園には、避難者の災害用トイレを設置しやすいよう下水道や浄化槽などの設置を推進します。また、公園・緑地に臨時ヘリポートとして転用できる場所を確保します。
- ⑩ 地下街、ビルの防災対策を強化します。また、危険度の高い地区の情報を公開し、防災力を高める修 復計画を優先して進めます。
- ① 都市計画・まちづくりや福祉政策と連動した土地・住宅政策を進めます。地籍調査の実施を強化し、 都市計画と建築基準行政の連携をはかるとともに公営住宅・民間住宅の耐震化を進めます。
- ② 帰宅困難者を出さないパッケージメニューを作成します。具体的には、被災した場所での安全の確保 や家族の安否確認などを含め、帰宅困難者が無理に移動しなくてよい対策を進めます。
- ③ 行政職員だけでなく、市民(住民)やNPO等を対象とした防災研修やワークショップを開催します。 その際、ジェンダーやLGBTQ+などの多様な視点を盛り込んだ内容とします。
- ④ 災害時の飲み水や医療用水などの確保のため、地下水源を活用した井戸の設置を推進します。公共施設のほか、民有地への設置も推進し、民有地で災害用井戸に指定された場合には、設置費用の補助などを行います。

#### <医療機関の対応>

- ⑤ 病院の耐震化・耐火化、非常用発電、医薬品・水・食料の備蓄を進めます。入院患者の移送を想定した具体的な移送計画を策定します。
- ⑤ 災害発生時に外部からの緊急医療チームをスムーズに受け入れるために、通常時から、国や自治体、 災害関係機関、医療機関などによる交流・連携を進め、合同訓練などを実施します。

#### <原子力防災>

- ⑩ 原発からおおむね30キロ圏内(UPZ:緊急時防災措置を準備する区域)に該当する自治体は、津波や地震を含む複合災害を想定して、市民参加による実効性ある避難計画の作成を進めます。
- (8) これまでは、立地道県、立地市町村と事業者の3者で締結していた安全協定について、UPZに該当する自治体も、原子力事業者に対して、運転再開時の協議などを含めた安全協定の締結を求めていきます。運転再開に際しては、原発の安全性についての判断はもとより、実効ある避難計画の策定ができない場合には同意しません。

- ① 自然災害被災者に対する公的助成制度の拡充を求めます。
- ② 地震、津波災害については、東日本大震災の被害を最低基準として、対策を講じるよう求めます。また、ライフラインを含めた都市施設ならびに土地に定着する工作物の総合的な液状化対策について、法改正を含めた対応を求めます。
- ③ 避難経路や避難用ビルの整備など、津波に対応したまちづくりに対応するため、被災市街地復興特別措置法の改正を求めます。
- ④ 大規模災害の事前予防、事後対策などに区分した法整備を求めます。また、復旧・復興は都道府県・ 市町村が具体的に着手することから、災害時の人命救助や救急体制などの緊急支援、被災者の生活支援、 財源の確保、雇用維持、学校教育の再開、農林水産業や地場産業などの復興を相互に連携させる仕組み の構築を進めます。さらに、広域連携、対口支援(カウンターパート方式)の体制強化を求めます。
- ⑤ 「既存不適格建築物」という概念を再検討し、防火、避難、耐震、バリアフリーなどの規定について、 既存建築物の所有者等が常時適法な状態に維持することを義務化するなどの法改正と、所有者が必要な 措置を実施することが可能となる支援を求めます。
- ⑥ 東日本大震災のような広域災害を想定した危機管理体制の確立のため、国と地方自治体との連携強化を求めます。また、各輸送機関(鉄道・トラック・船舶など)との連携の重要性を踏まえ、災害時を想定した対応を行うよう求めます。
- ⑦ 学校、公的施設や医療・福祉施設などへの防災用品の普及に必要な財政支援を求めます。

#### <原子力防災>

⑧ 自治体が作成した原子力防災計画を尊重し、実効性を確保するための財政的・技術的支援を求めます。

# 政策提言 2 自治体組織の防災力の強化

大規模災害が発生した際には、自治体が中心となって住民への対応にあたります。しかし、東日本 大震災や熊本地震では、自治体庁舎が被災し使用ができなくなったことが、災害対応や復旧の妨げと なりました。

自治体庁舎の耐震性や津波対策、通信システムのバックアップ体制、自治体間支援体制などを事前 に確保しておく必要があります。

- ① 自治体庁舎(本庁舎、支所、出張所など)やホール・市民使用施設等において、耐震補強、情報基盤整備、再生可能エネルギーを活用した非常用電源確保などを進めます。
- ② 災害対策に精通した職員を計画的に養成します。
- ③ 災害時においては自治体職員の総動員体制が求められることから、平時より連続労働時間、休憩・休息、勤務間インターバルなど災害時のワークルールに関する確認を進めます。
- ④ 災害対策として事業継続計画(BCP)を作成し、具体的なシミュレーションに基づく訓練や研修を 進めます。自治体職員などには、災害時の情報のトリアージを含む訓練を行います。
- ⑤ ICTネットワーク環境を活用し、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を確立します。衛星携帯電話等を配備し、迅速・精確な情報を発信・受信できる体制を確立します。さらに、衛星回線のテレビや、その電源となる蓄電池などの整備を行います。
- ⑥ 必要物品は、過去の災害復興経験や日ごろの訓練を通じて検証を行い、必要数を装備・備蓄します。 また、ライフラインなどの事業では複数の事業者が共有できる資材の検討を行い、幅広い視点で備蓄倉 庫の整備をはかります。
- ⑦ 寸断されたライフラインの復旧活動を円滑に行うため、各施設を熟知した人材確保や人材育成、技術 継承を進めます。
- ⑧ 都道府県と市町村で、災害対応の経験をもつ職員を登録して、被災自治体の初動・応急対策を支援します。
- ⑨ 被災時に、より多くの支援者・応援者を受け入れるための受援計画を策定するなど、受援力を強化します。また、複数の自治体と相互応援協定を結び、後方支援の体制を整備します。
- ⑩ 災害時においては、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの 受け入れや活動支援などの拠点とします。

- ① 平時から社協やNPOなどと連携した協働型のボランティアセンターを設置し、各種ボランティア組織の調整や連携を進めます。また、労働組合や各種団体に呼び掛けて研修を行うなど、地域の防災力を強化します。
- ② 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」(2011年7月7日文部科学省)に沿って、 学校が防災の拠点として機能するよう、非構造部材を含めた耐震補強を進め、災害に強い学校をつくり ます。学識経験者等の参加による学校職員や子どもたちへの防災教育の徹底、食料や救助資材等の備蓄 や非常時通信手段の確保、学校現業職員の役割の見直しや自治会等の地域組織と連携強化をはかります。
- ③ 行政機関が災害時に有効に機能するために庁舎の耐震化や防災化を進め、一時的な避難場所とするとともに、防災拠点としての機能が発揮できるよう整備します。また、防災ヘルメットの普及・啓発に取り組みます。
- ④ 災害対応にあたる職員数確保のため、保育士や幼稚園教諭などと連携し、災害時に庁舎内に職員用の 保育スペースを設け、災害時でも出勤できる条件整備をめざします。

① 災害時のライフライン(上下水道・ガス・電気・情報通信)の機関設備や管路の耐震化、災害時におけるバックアップ機能の充実にむけた財政措置を求めます。とくに、公営で行うガス事業や簡易水道などの財政的に小規模な事業の支援を優先させます。

# 政策提言 3 避難所・仮設住宅の設営と運営の改善

平常時に地域住民の参加のもとで避難所運営計画をつくり、災害発生後の各段階で必要な業務を明らかにするとともに、地域住民が主体となった避難所運営をめざします。また、介護が必要な高齢者や障害者などが安心して避難できる福祉避難所を事前に指定し、専門家などの人員を計画的に配置するほか、女性や子ども、外国人など多様な事情を抱える避難者に十分配慮します。

応急仮設住宅については、地域の特性を考慮しながら、地元事業者等とも連携し、木材を活用するなど居住性と耐久性を備えた仮設住宅づくりをめざします。また、仮設住宅を建築する際には、コミュニティの維持を重視し、集会場などのオープンスペースの設置や、生活支援相談員などを配置したサポートセンターを併設します。

- ① 避難者のプライバシー保護や、高齢者や障害者など災害弱者への配慮、コミュニティの維持などを重視した、避難所単位での「避難所運営マニュアル」を作成します。作成にあたっては、地域住民や学校関係者、行政関係者が参加して、地域の実情や特性を十分に反映します。
- ② 介護を必要とする高齢者や障害者をはじめ、特別な配慮を必要とする避難者が安心して避難できる福祉避難所を事前に指定し、地域住民に周知します。また、保健・福祉・医療・介護などの専門職の配置について事前に計画を作成します。
- ③ 在宅避難者が取り残されないよう、その把握方法や、食料・水・医療品などの支援策について計画を作成します。
- ④ 学校が大規模避難所になることを想定し、新築・改修の際は体育館の近くに調理室、衛生室などを配置します。屋外運動場には、災害用トイレを設置するための下水道や浄化槽などの整備を行います。
- ⑤ 応急建設住宅については、地元の建築関係団体・企業と連携して、居住性を重視し、地域特性(とくに気象条件)に配慮した規格に基づき建設します。
- ⑥ 応急仮設住宅の入居については、コミュニティ単位での入居が可能となるよう、場所の選定も含めて、 地域住民を交えて計画をつくります。
- ⑦ 応急仮設住宅にサポートセンターを設置し、生活や健康に関する相談に応じるほか、巡回訪問などに よって入居者の孤独・孤立を防止します。
- ⑧ 応急建設住宅の設計にあたっては、集会所などのオープンスペースを中心に配置し、住民間の交流が はかれる設計にします。

- ⑨ 応急借上げ住宅(みなし仮設)では、入居者が分散しているため、支援が不十分になるケースや、地域コミュニティが維持できない場合があります。みなし仮設住宅の入居者に対する支援について、事前に対応策を構築するとともに、平時から公営住宅の空室状況の把握や民間賃貸住宅業者との連携強化をはかります。
- ⑩ 復興の状況に応じて、応急仮設住宅から公的賃貸住宅に移り住むことができるよう、年収、世帯人数などの区分を見直し、さらなる家賃負担の軽減をはかります。また、人材確保を含めた公的賃貸住宅などの整備を促進します。
- ① 被災自治体の区域外に避難した住民に対する支援事業、コミュニティ維持にむけた情報提供などを行います。
- ② 災害情報について外国籍市民へむけた多言語での情報提供を行い、災害時には地域の民間組織 (NP Oなど) と連携して、外国籍市民が相談できる窓口を開設します。
- ③ 避難所の運営については、新たな感染症の拡大局面においても十分機能するよう想定します。

- ① 被災者が早期に生活を再建できるよう、被災者生活再建支援法による支援金の充実を求めます。また、住宅の再建にあたっては「街並み」の再建を念頭に、居住者の意向をくみつつ、中長期的な観点から、コミュニティ再建につながる支援を求めます。あわせて、公園内に防災施設を設置できるように都市公園法の見直しを求めます。
- ② 防災のための集団移転促進事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律を改正し、住宅団地における住宅の建設・購入経費などを支援する集団移転促進事業について、国の補助率(現行3/4)を引き上げ、被災自治体の負担軽減を求めます。
- ③ 災害対策基本法を改正し、被災者生活再建支援や被災市街地復興、予算執行やインフラ整備に柔軟に 対応できるよう、現地の要望に対応した専門家の派遣等人材の確保を求めます。
- ④ 災害公営住宅の整備促進、長期避難者に対する生活サポートの強化と健康増進、地域経済と産業再生を通じた雇用・就労状況の回復など、施策の充実を求めます。
- ⑤ 応急仮設住宅におけるサポートセンターの設置については、災害対策基本法に位置づけることを求めます。

# 政策提言 4 ジェンダーの視点からの防災まちづくり

過去の災害では、避難所に仕切りがなくプライバシーが守られていない、女性に必要な物資が届いていないことなどがありました。また、避難所での性的暴力も発生しています。ひとり親やDV被害者、LGBTQ+など、さまざまな配慮を必要とする人たちに対応するためにも、防災計画や避難所運営マニュアルに多様な視点を反映することが重要です。

このため、地域の防災計画や避難所運営マニュアルなどを作成する過程から、女性の参画を促進し、ジェンダー平等の視点で各種計画づくりを進める必要があります。また、避難所や仮設住宅の運営組織にも女性の参画を進め、女性や子どもが安心して過ごせる避難所運営や、必要な支援物資の確保ができるようにします。さらに、性暴力や健康などに関する相談窓口を設置します。

- ① 防災まちづくりの推進にあたっては、防災・復興・再生の各段階において、ジェンダーの視点で多様なニーズを反映することが必要です。このため、防災会議の女性委員の割合を少なくとも30%以上にします。
- ② 防災計画に男女平等参画の理念を記載し、男女共同参画部署や男女共同参画センターの役割を明記します。
- ③ 避難所の設計についてはプライバシーを重視するとともに、トイレ・浴室等の衛生・安全面の確保を進めます。また、乳幼児をもつ家族に対応した仕切りのあるスペースを用意します。
- ④ 避難所・仮設住宅の運営体制についても女性を必ず一定数含め、生理用品や下着などといった支援物資の整備や、その配布方法について、女性のニーズが反映されやすい環境をつくります。
- ⑤ 避難所・仮設住宅での、女性や子どもに対する暴力を防ぐため、相談窓口の設置や見回りなどの支援体制をつくります。

# 自治労 地域・自治体政策集(第14版) 2023年1月改定

<発行年月> 2023年1月 <発 行> 自 治 労

東京都千代田区六番町1

TEL 03-3263-0274

FAX 03-5210-7422 $\sim$ 5